

○神戸市営住宅条例

平成9年4月16日

条例第12号

改正 平成9年10月7日条例第36号

平成10年1月7日条例第54号

平成10年2月27日条例第58号

平成10年10月9日条例第27号

平成11年1月12日条例第35号

平成11年4月1日条例第4号

平成11年4月20日条例第11号

平成11年7月19日条例第22号

平成12年1月11日条例第49号

平成12年7月19日条例第12号

平成12年10月2日条例第19号

平成12年12月27日条例第28号

平成13年3月30日条例第47号

平成14年1月10日条例第53号

平成15年4月1日条例第4号

平成16年3月31日条例第60号

平成16年10月7日条例第16号

平成17年3月31日条例第46号

平成18年1月10日条例第39号

平成18年3月31日条例第87号

平成18年9月29日条例第26号

平成19年3月29日条例第49号

平成19年10月17日条例第17号

平成20年7月9日条例第7号

平成20年9月30日条例第12号

平成21年3月31日条例第35号

平成21年12月11日条例第23号

平成22年3月30日条例第29号

平成22年12月22日条例第20号

平成23年3月31日条例第40号

(附則)

平成24年3月30日条例第28号

平成24年7月11日条例第8号

平成24年10月12日条例第16号

平成25年3月29日条例第79号

平成25年7月8日条例第8号

平成26年3月31日条例第41号

平成27年3月30日条例第35号

平成27年9月29日条例第7号

平成27年12月14日条例第21号

平成28年3月31日条例第29号

(附則)

平成28年3月31日条例第41号

(附則)

平成28年7月1日条例第10号

神戸市営住宅条例(昭和35年4月条例第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるもののほか、市営住宅及び共同施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 本市が建設し、買い取り、又は借り上げ、その住民等に賃貸し、又は転貸するための住宅であってこの条例の規定により設置するもの及びその附帯施設をいう。
- (2) 改良住宅 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)の規定により本市が建設する市営住宅及びこれに類する市営住宅をいう。
- (3) 都市再生住宅 国土交通大臣の承認を受けた整備計画に基づき本市が施行する住宅市街地総合整備事業(以下「住市総事業」という。)に係る市営住宅(神戸市営住宅条例の一部を改正する条例(平成22年3月条例第29号)による改正前の神戸市営住宅条例第3条の規定により設置されていた再開発住宅、コミュニティ住宅又は従前居住者用住宅であって、国土交通省事務次官通知により住市総事業により整備されたとみなされることになるものを含む。)をいう。
- (4)及び(5) 削除
- (6) 特別市営住宅 建設事務次官通達によりなお従前の例によることとされている地域特別賃貸住宅供給計画及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「促進法」という。)の規定により建設される市営住宅をいう。
- (7) 公営住宅 公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)の規定による国の補助に係る市営住宅(以下「国の補助に係る公営住宅」という。)並びに改良住宅、都市再生住宅及び特別市営住宅以外の市営住宅(以下「国の補助に係らない公営住宅」という。)をいう。
- (8) 共同施設 市営住宅に係る法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (9) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入(特別市営住宅に係るものにあつては、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第3号に規定する所得)をいう。
- (10) 公営住宅建替事業 本市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(設置)

第3条 本市に市営住宅及び共同施設を設置する。

(国の補助に係る公営住宅及び共同施設の整備基準)

第3条の2 法第5条第1項及び第2項に規定する条例で定める整備基準は、公営住宅等整備基準(平成10年建設省令第8号)の規定(第1条を除く。)に定めるところによる。この場合において、同令第2条中「公営住宅等」とあるのは、「公営住宅及び共同施設(以下「公営住宅等」という。)」とする。

(市営住宅の名称及び位置)

第4条 市営住宅(借上げに係るものを除く。)の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 借上げに係る市営住宅の名称及び位置は、規則で定める。

(公営住宅の入居者資格等)

第5条 公営住宅の入居者は、次の各号(高齢者、障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。))として規則で定める者(以下「高齢者等」という。)にあっては第1号及び第3号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条及び福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号(改良法第29条第1項において準用する場合を含む。)に掲げる条件を具備する者とみなされる者(以下「高齢者等」という。)にあっては第4号及び第5号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に本市の区域内に居住し、又は勤務場所を有する者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。次号イ(イ)、第5号、第5項、第19条の2第1項第2号、第20条及び第43条第4項第1号において同じ。)があること。
- (3) 独立の生計を営み、かつ、その者の収入が、入居の申込みをした日において、国の補助に係る公営住宅にあってはアからエまでに掲げる場合に依り、それぞれアからエまでに掲げる金額を、国の補助に係らない公営住宅にあってはオに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者が次のいずれかに該当する場合 259,000円

- (ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に中学校修了前の児童(これに準ずる者を含む。)がいること。
- (イ) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)の年齢の合計が70歳以下であること。

イ 入居者が次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (ア) 障害者であることその他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める事情があること。
- (イ) 入居者の年齢が60歳以上であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族の年齢が18歳未満であるか60歳以上であるかのいずれかであること。

ウ 公営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚<sup>じん</sup>災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において本市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害の発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

オ 令第9条第1項に規定する金額

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 市長は、入居の申込みをした者が前項に規定する身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、

又は受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

- 3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項各号に掲げる条件以外の条件を定めることができる。
- 4 市長は、公営住宅の入居の申込みをした者の数が入居させるべき当該公営住宅の戸数に満たないため改めて入居者を公募する場合において、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に掲げる条件を具備しない者であっても、当該公営住宅に入居させることができる。
- 5 現に同居し、又は同居しようとする親族のない高齢者等の入居すべき公営住宅は、公営住宅の戸数、市内の住宅事情、当該高齢者等の事情等を勘案して市長が定める。
- 6 市長は、法第45条第2項に規定する国土交通大臣の承認を得た公営住宅に、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、第11条第1項各号に掲げる条件を具備する者を入居させることができる。この場合においては、当該公営住宅は、特別市営住宅とみなす。

(公営住宅の入居者資格の特例)

第6条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止若しくは神戸市厚生年金住宅条例（昭和44年3月条例第46号。以下「厚生年金住宅条例」という。）第16条第2項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 阪神・淡路大震災により本市の区域内において被災した者は、前条第1項第1号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 3 前条第1項第3号ウに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号（高齢者等にあつては、同項第1号及び第3号から第5号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(改良住宅の入居者資格等)

第7条 改良住宅の入居者は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者でなければならない。

- 2 市長は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前項の規定にかかわらず、第5条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる条件（高齢者等にあつては、同項第1号、第4号及び第5号に掲げる条件）を具備し、並びに独立の生計を営み、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。

(1) 第5条第1項第3号アに掲げる場合 158,000円

(2) 第5条第1項第3号イに掲げる場合 139,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 114,000円

- 3 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第5条第2項から第4項まで、前条、第13条から第15条まで、第16条第1項及び第17条の規定を準用する。

(都市再生住宅の入居者資格等)

第8条 都市再生住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 第5条第1項第5号に掲げる条件を具備していること。

(2) 住市総事業の整備地区（次項において単に「整備地区」という。）の整備に

伴って、又は次のいずれかに該当する事業の施行に伴って、住宅、店舗又は事務所（以下この号において「住宅等」という。）を失うことにより、住宅等に困窮すること。

ア 本市が施行する都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業

イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項又は第5項の規定に基づき本市が施行する土地区画整理事業

2 整備地区又は前項第2号ア若しくはイに掲げる事業を施行する土地の区域内に阪神・淡路大震災の発生の日から引き続き居住しており、かつ、当該整備地区の整備又は当該事業の施行に伴い居住の継続が困難となる者は、前項第2号に掲げる条件を具備する者とみなす。

3 都市再生住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなったときは、当該都市再生住宅を公営住宅とみなす。

#### 第9条及び第10条 削除

（特別市営住宅の入居者資格）

第11条 特別市営住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

（1） 第5条第1項第2号に掲げる条件

（2） 第5条第1項第4号に掲げる条件

（3） 第5条第1項第5号に掲げる条件

（4） 独立の生計を営み、かつ、その者の収入が、入居の申込みをした日において、158,000円以上487,000円以下（所得の上昇が見込まれる者にあつては、123,000円以上487,000円以下）であること。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項第1号に掲げる条件を変更し、又は同項各号に掲げる条件以外の条件を定めることができる。

（入居の申込み）

第12条 市営住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に対し、入居の申込みをしなければならない。

（入居者の公募）

第13条 市長は、公営住宅及び特別市営住宅（以下この条から第17条までにおいて「公営住宅等」という。）については、入居者の公募を行わなければならない。

2 前項の規定による入居者の公募は、次に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

（1） 新聞紙への掲載

（2） テレビジョン放送

（3） 市役所、区役所その他本市の区域内の適当な場所における掲示

（4） 本市の広報紙その他の広報媒体による広報

3 第1項の規定による入居者の公募においては、市長は、公営住宅等の種別ごとに、公営住宅等の位置、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明らかにするものとする。

（公募の例外）

第14条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合において特定の者を公営住宅等に入居させるときは、公募を行わないことができる。

（1） 災害による住宅の滅失

（2） 不良住宅の撤去

（3） 公営住宅等の借上げに係る契約の終了

- (4) 公営住宅建替事業等による公営住宅等の除却又は移転
- (5) 令第5条第1号及び第2号に掲げる事由並びに同条第3号及び第4号中「公営住宅」とあるのを「公営住宅等」と読み替えた場合のこれらの規定に掲げる事由
- (6) 第19条の2第2項に規定する定期入居許可に係る入居許可期間の満了する日において、入居者又はその同居者に規則で定めるやむを得ない事情があること。
- (7) 第19条の3に規定する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める事由  
(公営住宅等の入居者の選考等)

第15条 第13条第1項の規定による入居者の公募を行った場合において、第12条の規定による入居の申込みをした者の数が入居させるべき当該公営住宅等の戸数を超えるとときの当該公営住宅等の入居者の選考は、令第7条各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- 2 市長は、前項の規定により選考した者の数が入居させるべき当該公営住宅等の戸数を超えるとときは、公開による抽選（市長が特に必要があると認めるときは、市長が定める方法）により入居させるべき当該公営住宅等の戸数に相当する入居予定者及び入居順位を定めた必要な人数の入居補欠予定者を選定する。
- 3 市長は、前項の規定により選定した入居予定者について、住宅に困窮する実情を調査し、当該公営住宅等の入居者を決定する。
- 4 市長は、前項の規定により入居者として決定された者の数が入居させるべき当該公営住宅等の戸数に満たないときは、第2項の規定により選定した入居補欠予定者について、住宅に困窮する実情を調査し、当該入居補欠予定者のうちから入居順位に従い当該公営住宅等の入居者を決定する。
- 5 市長は、前各項の規定による入居者の選考又は選定について、次条第1項に規定する神戸市営住宅入居者選考審議会の意見を聴かなければならない。

(市営住宅入居者選考審議会)

第16条 公営住宅等の入居者の選考又は選定に関する事項を審議するため、神戸市営住宅入居者選考審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公営住宅等の入居補欠者)

第17条 市長は、第15条第2項の規定に基づいて選定した入居補欠予定者のうちから、同条第4項の規定により当該公営住宅等の入居者として決定された者、当該公営住宅等に入居するための条件を具備しない者及び入居を辞退した者を除いた残余の者を入居補欠者とする。

- 2 市長は、第15条第3項又は第4項の規定により当該公営住宅等の入居者として決定された者が当該公営住宅等に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い当該公営住宅等の入居者を決定する。
- 3 市長は、特に必要があると認める公営住宅等において、その入居者が当該公営住宅等を退去したときは、規則で定めるところにより、第1項の入居補欠者のうちから入居順位に従いその入居者を決定する。

(入居者の手続等)

第18条 市長は、第15条第3項若しくは第4項又は前条第2項若しくは第3項の規定により入居者を決定する場合を除くほか、第12条の規定により入居の申込みをした者のうちから当該市営住宅の入居者を決定するものとする。

- 2 第15条第3項若しくは第4項、前条第2項若しくは第3項又は前項の規定により市営住宅の入居者として決定された者（以下「入居決定者」という。）は、当該決

定に係る通知のあった日から10日を経過する日（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期間）までに次に掲げる手続をしなければならない。

(1) 連帯保証人の連署する使用証書その他の規則で定める書類を提出すること。

(2) 当該市営住宅の家賃の3月分に相当する金額の範囲内において市長が定める金額の敷金（以下単に「敷金」という。）を納付すること。

3 前項第1号の連帯保証人は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 本市の区域（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が特に認める近隣市町の区域）に居住する者であること。

(2) 独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等以上の収入がある者であること。

4 市長は、入居決定者（当該市営住宅に同居しようとする者を含む。）が病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金の徴収を猶予することができる。

5 市長は、入居決定者が第2項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をしないときは、当該決定を取り消すことができる。

（入居の許可）

第19条 市長は、前条第2項各号に規定する手続をした入居決定者に対し、市営住宅の入居を許可する。

（定期入居許可）

第19条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、10年を超えない範囲内において規則で定める期間（以下「入居許可期間」という。）に限り、市営住宅の入居を許可することができる。

(1) 入居の申込みをした日において満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの間の子と現に同居している者を、その存する区域の状況その他の実情に照らして特に子育てに適するものとして必要があると認める市営住宅に入居させるとき。

(2) 入居の申込みをした日においてその申込みをした者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が満50歳未満の者（特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者を除く。）を、その存する区域の状況その他の実情に照らして特に必要があると認める市営住宅に入居させるとき。

2 前項の規定による許可（以下「定期入居許可」という。）は、その更新がなく、入居許可期間の満了によってその効力を失う。

3 定期入居許可をしようとする場合における前項に規定する事項についての入居予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。

4 前項の説明を受けた入居予定者は、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。

5 入居許可期間の満了の1年前から6月前までの間に入居者に対して行う入居許可期間の満了により定期入居許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。

6 定期入居許可を受けた入居者は、その入居許可期間が満了する日までに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

7 市長は、定期入居許可を受けた入居者が前項の規定に違反して市営住宅を明け渡さないときは、入居許可期間が満了した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃及び割増賃料に相当する額の金銭を徴収することができる。

8 市長は、第1項第1号の規定に基づき入居を許可した場合において、入居許可期間が満了する日において入居者にやむを得ない事情として規則で定めるものがある

と認めるときは、当該入居者の申込みにより、その事情が存続する間、改めて定期入居許可をすることができる。この場合において、第1項中「10年を超えない範囲内において規則で定める期間」とあるのは「1年を超えない範囲内において規則で定める期間」とし、同項第1号中「満15歳」とあるのは「満18歳」とする。

(借上期間満了日後の入居許可)

第19条の3 市長は、借上げに係る市営住宅の借上げの期間の満了する日（以下この条において「満了日」という。）までに、当該市営住宅の満了日後の期間についての借上げに係る契約を締結することができたときは、当該市営住宅の入居者に対し、次の各号のいずれかに該当するときに限り、満了日の翌日から5年以内の期間において当該市営住宅の入居を許可することができる。ただし、当該入居者が前条の許可を受けたときは、この限りでない。

(1) 満了日において、入居者又はその同居者の中に、特に配慮を要する者として規則で定める者がいるとき。

(2) 満了日において、第50条第1項第7号の規定に該当することにより当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い申込みをした他の市営住宅又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームその他これに準ずる施設で市長が認めるものへの入居の許可が受けられないとき。

(借上期間満了後の入居許可に係る条件の変更)

第19条の4 前条の規定に基づき入居を許可した場合において、第50条第1項第8号に該当するため入居者に対する入居許可を取り消すまでの間において、入居者から次の各号のいずれかに該当する旨の申告があったときは、第50条第1項第8号の規定は、適用しない。

(1) 前条第1号の規定により入居の許可を受けた者が、同号に該当しなくなった場合において、同条第2号に該当しているとき。

(2) 前条第2号の規定により入居の許可を受けた者が、同号に該当しなくなった場合において、同条第1号に該当しているとき。

(同居の承認)

第20条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(入居者の地位の承継)

第21条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、当該市営住宅に係る入居者の地位を承継することができる。

2 第19条の2第2項から第8項までの規定は、前項の規定により定期入居許可を受けた入居者の地位を承継する者について準用する。

(入居許可の取消し)

第22条 市長は、第19条の規定による許可又は定期入居許可（以下「入居許可」という。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居許可を取り消すことができる。

(1) 正当な理由がなく市長が指定する日までに市営住宅に入居しないとき。

(2) 市営住宅の入居の申込みについて、虚偽の内容があったとき。

(3) 市営住宅に入居する日までに当該市営住宅に入居するための条件を具備しなくなったとき。

(敷金収益金の使途)

第23条 市長は、納付された敷金の運用に係る利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等市営住宅の入居者の共同の利便のために使用するよう努めるものとする。

(収入の申告)

第24条 市営住宅(特別市営住宅を除く。第26条及び第29条第2号において同じ。)の入居者は、毎年度、規則で定めるところにより、その収入を市長に申告しなければならない。

(公営住宅、改良住宅及び特別市営住宅の家賃の決定)

第25条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度定める令第2条第1項の家賃算定基礎額と同項第1号から第3号までに掲げる数値並びに公営住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、公営住宅の設備その他の当該公営住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.3以下において規則で定める数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。ただし、公営住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第46条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該公営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、令第3条に規定するところにより、毎年度、市長が定める。

3 改良住宅の毎月の家賃(附帯施設に係るものを除く。)は、公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の法(以下「旧法」という。)第12条第1項及び公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の令(以下「旧令」という。)第4条に規定する算出方法の例により算出した額を限度として、毎年度定める令第2条第1項の家賃算定基礎額と同項第1号から第3号までに掲げる数値並びに改良住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、改良住宅の設備その他の当該改良住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.3以下において規則で定める数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。ただし、改良住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第46条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、旧法第12条第1項及び旧令第4条に規定する算出方法の例により算出した額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額。以下「改良住宅の限度額家賃」という。)とする。

4 改良住宅の毎月の家賃(附帯施設に係るものに限る。)その他の関連する事項は、別表第2のとおりとする。

5 前2項に掲げるもののほか、改良住宅の家賃に関する事項については、公営住宅の例による。

6 特別市営住宅の毎月の家賃その他の関連する事項は、別表第3のとおりとする。  
(都市再生住宅の家賃の決定)

第25条の2 都市再生住宅の毎月の家賃(附帯施設に係るものを除く。)は、旧法第12条第1項及び旧令第4条に規定する算出方法の例に準じて算出した額以下で、毎年度定める令第2条第1項の家賃算定基礎額と同項第1号から第3号までに掲げる数値並びに都市再生住宅の存する区域及びその周辺の地域の状況、都市再生住宅の設備その他の当該都市再生住宅の有する利便性の要素となる事項を勘案して0.5以上1.3以下において規則で定める数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあつては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。ただし、都市再

生住宅の入居者からの収入の申告がない場合において、第46条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該都市再生住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該都市再生住宅の家賃は、旧法第12条第1項及び旧令第4条に規定する算出方法の例に準じて算出した額（当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額。以下「都市再生住宅の限度額家賃」という。）とする。

2 都市再生住宅の毎月の家賃（附帯施設に係るものに限る。）その他の関連する事項は、別表第4のとおりとする。

3 前条第5項の規定は、都市再生住宅の家賃に関する事項について準用する。

（家賃の減免又は徴収の猶予）

第26条 市長は、市営住宅の入居者又はその同居者が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該市営住宅の家賃の減免をし、又は徴収を猶予することができる。

（1）収入が著しく低額であること。

（2）病気にかかっていること。

（3）災害により著しい損害を受けたこと。

（4）前3号に掲げるもののほか、特別の事情があること。

第27条 削除

（譲渡する住宅の家賃の減免等）

第28条 市長は、神戸市営住宅譲渡条例（昭和28年4月条例第19号）の規定に基づき、市営住宅の譲渡契約（その譲渡代金の支払方法が全額即金払であるものを除く。）を締結したときは、当該市営住宅の所有権を移転するまでの家賃を免除することができる。この場合において、市長は、当該市営住宅の敷地の地代に相当する額を徴収することができる。

2 前項の市営住宅の譲渡契約を解除したときは、市長は、譲渡代金の割賦金の納付に係る月の翌月以後の家賃を徴収する。

（家賃及び敷金の変更等）

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市営住宅の家賃（敷金を含む。以下この条において同じ。）を変更することができる。

（1）物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

（2）市営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

（3）市営住宅について改良を施したとき。

（家賃の納付）

第30条 市長は、市営住宅の入居者から、市長が指定する入居の日から当該入居者が市営住宅の明渡しを行う日（当該入居者に係る入居許可を取り消したときは、当該入居許可を取り消した日）までの期間について、家賃を徴収する。

2 市営住宅の入居者は、毎月5日（4月にあっては、10日）までに、その月の家賃を納付しなければならない。

3 市営住宅の入居者に係る市長が指定する入居の日、当該市営住宅の明渡しを行った日又は入居許可を取り消した日が月の初日及び末日以外の日であるときのその月の家賃は、日割により計算する。

4 市長は、市営住宅の入居者が第48条第1項に規定する検査を受けずに当該市営住宅から退去したときは、第1項の規定にかかわらず、市長が認定する当該市営住宅の明渡しを行った日までの家賃を徴収する。

（督促及び延滞金の徴収）

第31条 市営住宅の家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市

長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市営住宅の入居者は、前項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、前条第2項の納期限の翌日から納付の日の属する月の初日までの期間の日数に応じ、第4項に規定する年当たりの割合を乗じて計算した金額（その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

3 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

4 第2項の年当たりの割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 次号に掲げる期間以外の期間 各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）に7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.6パーセントの割合を超える場合には、年14.6パーセントの割合）

(2) 前条第2項の納期限から1月を経過する日までの期間 各年の特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）

5 第2項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 市営住宅の家賃については、神戸市債権の管理に関する条例（平成28年3月条例第29号）の規定は、適用しない。

（入居者の費用負担）

第32条 次に掲げる費用（特別市営住宅にあつては、第1号に掲げる費用を除く。）は、市営住宅の入居者の負担とする。

(1) 明渡しの際に通常要すると認められる畳の表替え及びふすまの張替えに係る費用

(2) 前号に掲げるもののほか、修繕（法第21条本文の規定による修繕を除く。）に要する費用

(3) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(4) 汚物、ごみ及び排水の消毒、清掃及び処理に要する費用

(5) 共同施設の使用及び維持に要する費用

(6) 市長が前各号に掲げる費用に準ずるものであると認める費用

2 市長は、前項各号の費用のうち、その入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めるものを市営住宅の入居者から家賃とともに徴収することができる。

3 第30条第2項から第4項まで及び前条の規定は、前項の費用について準用する。

4 市は、第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる費用のうち、市営住宅の入居者に負担させることが適当でないと市長が認めるものについては、その一部又は全部を負担することができる。

（入居者の保管義務等）

第33条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 市営住宅の入居者は、当該市営住宅の他の入居者又はその同居者に対して粗暴な

言動その他の共同生活の維持を阻害する行為（以下「迷惑行為」という。）を行ってはならず、また、その同居者が迷惑行為を行うことを防止しなければならない。  
（一時不使用の届出等）

第34条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市営住宅の入居者は、前項の場合において、当該使用しないことに市長が正当であると認める理由がないときは、当該市営住宅を明け渡さなければならない。  
（転貸又は譲渡の禁止）

第35条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

（模様替、増築等の禁止等）

第36条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を模様替し、若しくは増築し、又は当該市営住宅の敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合において市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、当該入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、当該入居者の費用で原状の回復又は撤去を行うべきことを条件として付するものとする。

（用途外使用の禁止等）

第37条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅を住居以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住居以外の用途に併用することができる。

（収入超過者に関する認定）

第38条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

（1） 公営住宅 国の補助に係る公営住宅にあつては第5条第1項第3号アからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれ同号アからエまでに掲げる金額、国の補助に係らない公営住宅にあつては同号エに掲げる金額

（2） 改良住宅 第7条第2項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額

（3） 都市再生住宅 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる金額

ア 第5条第1項第3号アに掲げる場合 同号アに掲げる金額

イ 第5条第1項第3号イに掲げる場合 同号イに掲げる金額

ウ ア又はイに掲げる場合以外の場合 第5条第1項第3号エに掲げる金額

2 前項各号に掲げる市営住宅の入居者は、同項の認定に対し、規則で定めるところにより、市長に対し、意見を述べることができる。

（明け渡すように努める義務）

第39条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

（公営住宅に係る収入超過者の家賃）

第40条 公営住宅に係る収入超過者の毎月の家賃は、第25条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 第26条（第1号を除く。）、第30条及び第31条の規定は、前項に規定する収入超過者の家賃について準用する。

（都市再生住宅に係る収入超過者の家賃）

第40条の2 前条第1項の規定は、都市再生住宅に係る収入超過者の家賃（附帯施設に係るものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同項中「第25条第1項」とあるのは、「第25条の2第1項」と読み替えるものとする。

2 前項の家賃の額は、都市再生住宅の限度額家賃に収入超過者の収入が第5条第1項第3号エに掲げる金額を超え同号イに掲げる金額以下の場合にあつては0.2を、同号イに掲げる金額を超える場合にあつては0.4を乗じて得た額と都市再生住宅の限度額家賃との合算額を超えないものとする。

3 第26条（第1号を除く。）、第30条及び第31条の規定は、第1項に規定する収入超過者の家賃について準用する。

（割増賃料）

第41条 改良住宅に係る収入超過者は、当該改良住宅（附帯施設を除く。以下この条において同じ。）の割増賃料を納付しなければならない。ただし、当該改良住宅の家賃につき第25条第1項の規定の例により算出した額が当該改良住宅の限度額家賃を下回る場合の当該改良住宅に係る収入超過者については、この限りでない。

2 前項の割増賃料の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

（1） 当該改良住宅の限度額家賃に住宅地区改良法施行令第13条の2の規定によりその例によることとされる旧令第6条の2第2項の表第2種公営住宅の項中欄に定める区分に応じそれぞれ下欄に定める倍率を乗じて得た額

（2） 当該改良住宅の家賃につき第25条第1項の規定の例により算出した額と当該改良住宅の限度額家賃との差額

3 第26条（第1号を除く。）、第30条及び第31条の規定は、第1項に規定する割増賃料について準用する。

（高額所得者に関する認定）

第42条 市長は、毎年度、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において当該入居者の収入が最近2年間引き続き令第9条第1項に規定する金額を超えるとときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。

2 第38条第2項の規定は、前項の認定について準用する。

（高額所得者に対する明渡請求）

第43条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合において、第1項の規定による請求を受けた者（以下この項において単に「請求を受けた者」という。）から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

（1） 請求を受けた者（当該公営住宅の入居の際に同居した親族及び第20条の承認を得た者を含む。次号及び第4号において同じ。）が病気にかかっているとき。

（2） 請求を受けた者が災害により著しい損害を受けたとき。

（3） 請求を受けた者が近い将来において収入が著しく減少することが明らかとなるとき。

（4） 請求を受けた者について前3号に掲げる事情に準ずる特別の事情があるとき。  
（高額所得者に対する家賃等）

第44条 高額所得者は、第25条第1項及び第40条第1項の規定にかかわらず、毎月、近傍同種の住宅の家賃を納付しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても当該公営住宅を明け渡さないときは、当該期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

3 第26条（第1号を除く。）、第30条及び第31条の規定は、第1項に規定する家賃又は前項に規定する金銭について準用する。

（住宅のあっせん等）

第45条 市長は、公営住宅に係る収入超過者から申出があったときその他必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあっせんするように努めるものとする。この場合において、当該収入超過者が当該公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

（収入状況の報告の請求）

第46条 市長は、第25条、第25条の2、第40条第1項、第40条の2第1項及び第2項若しくは第44条第1項の規定による家賃の決定、第26条（第40条第2項、第40条の2第3項、第41条第3項又は第44条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、割増賃料若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第38条第1項の規定による収入超過者に関する認定、第41条第1項及び第2項の規定による割増賃料の決定、第42条第1項の規定による高額所得者に関する認定、第43条第1項の規定による明渡しの請求又は前条の規定によるあっせんの措置に関し必要があると認めるときは、市営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、その職員を指定して行わせることができる。

（立入検査）

第47条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、第73条第1項に規定する住宅監理員又は市長が指定するその職員（以下「住宅監理員等」という。）に、市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により検査をする場合において、現に居住の用に供している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者その他の居住者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査をする者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求に提示しなければならない。

4 市営住宅の入居者は、正当な理由がない限り、第1項の検査を拒み、又は妨げてはならない。

（市営住宅の返還等）

第48条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅から退去しようとするときは、退去しようとする日の5日前までに、規則で定めるところにより、市長にその旨を届け出て、住宅監理員等の検査を受けなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の検査について準用する。

3 第36条第2項の規定により条件を付されている市営住宅の入居者が行うべき原状の回復又は撤去は、第1項の検査の時までに、しなければならない。

（敷金の還付）

第49条 敷金は、市営住宅の入居者が当該市営住宅を明け渡すときに還付する。ただ

し、次に掲げるもの（第1号及び第3号から第6号までにあつては、これらの延滞金を含む。）のうちで未納のものがあるときは、敷金の額のうちからこれらに相当する額を控除した額を還付する。

- (1) 家賃及び割増賃料
- (2) 第32条第1項第1号に掲げる費用
- (3) 第32条第2項の規定により家賃とともに徴収するものとされた費用
- (4) 第50条第4項に規定する家賃相当額等
- (5) 第50条第5項に規定する当該住宅の借上げに要した費用
- (6) 損害賠償金（前各号に該当するものを除く。）

2 敷金には、利子を付さない。

（明渡しの請求）

第50条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該市営住宅の入居者に対して、その入居許可を取り消し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 市営住宅の入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 市営住宅の入居者が家賃又は割増賃料を3月以上滞納したとき。
- (3) 市営住宅の入居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (4) 市営住宅の入居者が次に掲げる場合に該当するとき。
  - ア 市営住宅の入居者が新たに住宅を取得したとき。
  - イ 市営住宅の入居者が当該市営住宅に生活の本拠を有していないとき。
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、市営住宅の入居者が現に住宅に困窮していないと認められる事情があるとき。
- (5) 市営住宅の入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 市営住宅の入居者がこの条例又はこの条例に基づく市長の指示に違反したとき。
- (7) 当該市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- (8) 第19条の3各号に該当しなくなったとき。

2 市営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、公営住宅の入居者が第1項第1号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第1号から第6号までの規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったとき（前項に規定するときを除く。）は、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃相当額等（家賃に相当する額、割増賃料に相当する額及び第32条第2項の規定により徴収することができる費用に相当する額をいう。以下同じ。）の金銭を徴収することができる。

5 市長は、第1項第8号の規定に該当することにより、同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該借上げに係る市営住宅の明渡しを行う日（同日前に借上げの期間が満了するときはその日）までの期間について、毎月、当該住宅の借上げに要した費用（以下「明渡請求後の賃借

料等」という。)を徴収することができる。

- 6 第4項又は前項の規定により納付の義務を負う者は、毎月5日(4月にあつては、10日)までに、前月に発生した家賃相当額等又は明渡請求後の賃借料等を納付しなければならない。
  - 7 家賃相当額等又は明渡請求後の賃借料等を前項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
  - 8 第4項又は第5項の規定により納付の義務を負う者が前項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、第6項の納期限の翌日から納付の日の属する月の初日までの期間の日数に応じ、第10項に規定する年当たりの割合を乗じて計算した金額(その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額)に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。
  - 9 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
  - 10 第8項の年当たりの割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。
    - (1) 次号に掲げる期間以外の期間 各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)に7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年14.6パーセントの割合を超える場合には、年14.6パーセントの割合)
    - (2) 第6項の納期限から1月を経過する日までの期間 各年の特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)
  - 11 第8項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
  - 12 家賃相当額等及び明渡請求後の賃借料等については、神戸市債権の管理に関する条例の規定は、適用しない。
  - 13 市長は、第1項第7号又は第8号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。
  - 14 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすることができる。

(公営住宅建替事業の施行に伴う明渡しの請求)
- 第51条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、現に存する公営住宅を除却するため必要があると認めるときは、当該公営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求するものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。
  - 3 市長は、第1項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、同項の期限の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃に相当する額の金銭を徴収することができる。

(公営住宅建替事業等に係る家賃の特例等)

第52条 市長は、公営住宅建替事業により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第25条第1項、第40条第1項又は第44条第1項の規定にかかわらず、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃の額から従前の公営住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。

入居期間	率
1年以下の場合	6分の5
1年を超え2年以下の場合	6分の4
2年を超え3年以下の場合	6分の3
3年を超え4年以下の場合	6分の2
4年を超え5年以下の場合	6分の1

第52条の2 前条の規定は、次に掲げる事由により当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合について準用する。

- (1) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (2) 公営住宅に係る耐震改修工事（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項の耐震改修に係る工事をいう。）の実施により、当該公営住宅における居住の継続が困難になると認められること。
- (3) 厚生年金住宅条例第16条第2項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅の用途の廃止  
（社会福祉法人等による公営住宅の使用）

第53条 市長は、公営住宅を法第45条第1項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業（以下「指定社会福祉事業」という。）を運営する同項に規定する社会福祉法人等（以下単に「社会福祉法人等」という。）に住宅として使用させることが必要であると認めるときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

（使用の許可等）

第54条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた社会福祉法人等（以下「使用社会福祉法人等」という。）は、市長が指定する日までに当該公営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料等）

第55条 市長は、使用社会福祉法人等から当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額以下において市長が定める金額の使用料を徴収する。

2 使用社会福祉法人等は、指定社会福祉事業により当該公営住宅に現に居住する者から家賃に相当する金銭を徴収するときは、当該金銭の合計の額が前項の使用料の額を超えてはならない。

（保証金）

第56条 市長は、使用社会福祉法人等から前条第1項の使用料の3倍に相当する額の保証金を徴収する。

（報告の請求）

第57条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うため必要があると認めるときは、使用社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用の状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第58条 使用社会福祉法人等は、第54条第1項の許可の申請をした内容のうち規則で定めるものに変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(使用許可の取消し)

第59条 市長は、使用社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、第54条第1項の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく市長の指示に違反したとき。

(2) 第54条第2項に規定する条件に違反したとき。

(3) その使用が公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(準用)

第60条 第29条から第37条まで及び第47条から第50条までの規定は、使用社会福祉法人等による公営住宅の使用について準用する。

(駐車場の管理)

第61条 市営住宅の共同施設として設置された駐車場(次条の規定によりその名称及び位置が定められたものに限る。以下「駐車場」という。)の管理は、第63条から第72条までに定めるところにより、行うものとする。

(駐車場の名称及び位置)

第62条 駐車場(借上げに係る市営住宅の共同施設として設置されたものを除く。)の名称及び位置は、別表第5のとおりとする。

2 駐車場(借上げに係る市営住宅の共同施設として設置されたものに限る。)の名称及び位置は、規則で定める。

(駐車場の使用許可)

第63条 駐車場を使用しようとする者は、駐車場の管理について地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの(次条から第71条までにおいて「指定管理者」という。)の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

第64条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(3) 第68条第1項に規定する利用料金を支払うことができること。

(4) 第50条第1項各号に掲げるいずれの場合にも該当しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理上特に必要があるものとして規則で定める条件

2 前項に定める者のほか、指定管理者は、次に掲げる条件を具備する者に対して、共同施設としての適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、駐車場の使用を認めることができる。

(1) 自ら使用するため駐車場を必要としていること。

(2) 第68条第1項に規定する利用料金を支払うことができること。

(3) 暴力団員でないこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理上特に必要があるものとして規則で定める条件

(使用の申込み)

第65条 前条に規定する条件を具備する者で第63条の許可を受けようとするものは、

規則で定めるところにより，指定管理者に対し，駐車場の使用の申込みをしなければならない。

- 2 指定管理者は，前項の規定により使用の申込みをした者のうちから，次条の規定に基づいて駐車場の使用者を決定し，当該使用者に対して第63条の許可を行い，及び当該使用者として決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し，その旨を通知するものとする。

（使用者の決定）

第66条 指定管理者は，前条第1項の規定による申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の駐車台数を超える場合においては，規則で定めるところにより，公正な方法で選考して，当該駐車場の使用者を決定するものとする。ただし，入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合であって，特定の者について駐車場の使用が必要であると認められるときは，指定管理者は，当該特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

（使用の手続等）

第67条 第65条第2項に規定する通知を受けた者は，当該決定に係る通知のあった日から15日を経過する日までに次に掲げる手続をしなければならない。

（1）自動車検査証の写し及び運転免許証の写しを提出すること。

（2）第70条第1項に規定する駐車場の保証金を預託すること。

- 2 指定管理者は，使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内にすることができないと認めるときは，同項の規定にかかわらず，指定管理者が別に定める期間内に同項各号に掲げる手続をしなければならないものとする。

- 3 指定管理者は，使用決定者が前2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは，第63条の許可を取り消すことができる。

- 4 指定管理者は，使用決定者が第1項各号に掲げる手続をしたとき（前項の規定により，第63条の許可を取り消したときを除く。）は，当該使用決定者に対し，速やかに駐車場の使用開始日を通知するものとする。

- 5 使用決定者は，前項の規定により通知された使用開始日から15日を経過する日までに駐車場の使用を開始しなければならない。ただし，指定管理者の承認を得たときは，この限りでない。

（利用料金）

第68条 指定管理者に駐車場の利用に係る料金（第71条第8項の規定に基づき指定管理者に指定管理者の収入として收受させるものを除く。以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させる。

- 2 毎月の利用料金は，次に掲げる事項を勘案のうえ，1区画当たり21,000円の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

（1）駐車場についての地代に相当する額，整備に係る費用，管理に要する費用その他の必要となる経費

（2）近傍同種の駐車場の使用に係る料金との均衡

（3）物価の変動

- 3 指定管理者は，前項各号に掲げる事項を勘案し必要があると認めるときは，あらかじめ市長の承認を得て利用料金を変更することができる。

- 4 市長は，前2項の承認をしたときは，その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

- 5 市長は，必要があると認めるときは，指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

- 6 駐車場の使用者（以下「使用者」という。）は、指定管理者が通知する使用開始日から当該使用者が駐車場の明渡しを行う日（当該使用者に係る第63条の許可を取り消したときは、当該許可を取り消した日）までの期間について、利用料金を支払わなければならない。
- 7 使用者は、毎月、指定管理者が定める期限までに、その月の利用料金を支払わなければならない。
- 8 使用者に係る指定管理者が通知する使用開始日、当該駐車場の明渡しを行った日又は第63条の許可を取り消した日が月の初日及び末日以外の日であるときのその月の利用料金は、日割により計算する。
- 9 第31条の規定は、利用料金に係る支払の督促及び延滞金の支払の請求について準用する。この場合において、同条第1項中「市営住宅の家賃」とあるのは「第68条第1項に規定する利用料金」と、「前条第2項」とあるのは「同条第7項」と、「納期限」とあるのは「支払期限」と、「納付しない者」とあるのは「支払わない者」と、「市長」とあるのは「第63条に規定する指定管理者」と、同条第2項中「市営住宅の入居者」とあるのは「駐車場の使用者」と、「納付すべき金額」とあるのは「支払うべき金額」と、「納付しないとき」とあるのは「支払わないとき」と、「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」と、「納期限」とあるのは「支払期限」と、「納付の日」とあるのは「支払の日」と、「納付しなければならない」とあるのは「支払わなければならない」と、同条第4項第2号中「前条第2項」とあるのは「第68条第7項」とする。

（利用料金の減免又は支払の猶予）

第69条 指定管理者は、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合において必要があると認めるときは、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免し、又は利用料金の全部又は一部の支払を猶予することができる。

（駐車場の保証金）

第70条 指定管理者は、使用決定者から次に掲げる金額の保証金（以下「駐車場の保証金」という。）の預託を受けるものとする。

- （1） 利用料金の3月分に相当する金額
- （2） 駐車場に設置される自動的に開閉するゲートを遠隔操作するための機器であって使用決定者に貸し出されるものの価格に相当する金額

2 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、特別の事由がある場合において必要があると認めるときは、市長の承認を得て定める基準により、駐車場の保証金の預託を猶予することができる。

3 駐車場の保証金は、使用者が駐車場を明け渡すときに返還する。ただし、次に掲げるもの（これらの延滞金を含む。）のうちで未払のものがあるときは、駐車場の保証金の額のうちからこれらに相当する額を控除した額を返還する。

- （1） 利用料金
- （2） 次条第3項に規定する利用料金相当額
- （3） 損害賠償金（前2号に該当するものを除く。）

4 駐車場の保証金には、利子を付さない。

（駐車場の明渡しの請求）

第71条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第63条の許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。

- （1） 不正の行為により第63条の許可を受けたとき。
- （2） 利用料金を3月以上滞納したとき。

- (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。
  - (4) 正当な理由によらないで15日以上第63条の許可に係る駐車場を使用しないとき。
  - (5) 第64条第1項又は第2項に規定する条件を具備しなくなったとき。
  - (6) 第50条第1項第6号の規定に該当する場合のほか、使用者がこの条例又はこの条例に基づく市長若しくは指定管理者の指示に違反したとき。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理上の必要があると認めるとき。
- 2 使用者は、前項の規定により駐車場の明渡しの請求を受けたときは、速やかに、当該駐車場を明け渡さなければならない。
  - 3 指定管理者は、使用者が第1項各号の規定に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、請求の日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間については、毎月、利用料金に相当する額（以下「利用料金相当額」という。）の金銭の支払を請求することができる。
  - 4 第1項各号の規定に該当することにより同項の規定による請求を受けた者は、毎月、指定管理者が定める期限までに、前月に発生した利用料金相当額を支払わなければならない。
  - 5 利用料金相当額を前項の支払期限までに支払わない者があるときは、指定管理者は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
  - 6 第1項各号の規定に該当することにより同項の規定による請求を受けた者が前項の規定により指定された期限までにその支払うべき金額を支払わないときは、支払うべき金額に、第4項の支払期限の翌日から支払の日の属する月の初日までの期間の日数に応じ、第8項に規定する年当たりの割合を乗じて計算した金額（その額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた額）に相当する延滞金を加算して支払わなければならない。
  - 7 前項に規定する年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
  - 8 第6項の年当たりの割合は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。
    - (1) 次号に掲げる期間以外の期間 各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）に7.3パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年14.6パーセントの割合を超える場合には、年14.6パーセントの割合）
    - (2) 第4項の支払期限から1月を経過する日までの期間 各年の特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）
  - 9 第6項の延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
  - 10 第3項に規定する利用料金相当額及び第6項に規定する延滞金については、駐車場の利用に係る料金として、指定管理者に指定管理者の収入として收受させる。  
（準用）
- 第72条 第34条第1項、第35条及び第36条の規定は、駐車場の管理について準用する。

この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「市長」とあるのは「第63条に規定する指定管理者」と、「入居の権利」とあるのは「使用の権利」と読み替えるものとする。

(住宅監理員及び住宅管理人)

第73条 市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために住宅監理員を置くことができる。

2 前項の住宅監理員は、市長がその職員のうちから命ずる。

3 市長は、第1項の住宅監理員の職務を補助させるために、住宅管理人を置くことができる。

4 前項の住宅管理人は、第1項の住宅監理員の指揮監督を受けて、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務の一部を行うものとする。

(指定管理者の指定等)

第74条 市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を第63条に規定する指定管理者に行わせるものとする。

(1) 駐車場の利用及びその制限に関する業務

(2) 駐車場の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

2 市長は、次に掲げる市営住宅及び共同施設（駐車場を除く。以下この項において同じ。）の管理に関する業務を指定管理者（市営住宅及び共同施設の管理について地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたものをいう。）に行わせることができる。

(1) 第47条第1項、第48条第1項及び前条第1項に規定する業務

(2) 第13条第1項の公募その他の市長の業務の補助に係る業務

(3) 市営住宅及び共同施設の維持管理に係る業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項又は前項に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、事業計画書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、市営住宅及び共同施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認められるものを第1項又は第2項に係る指定管理者として指定するものとする。

5 市長は、第1項又は第2項に係る指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

6 指定管理者に第2項の業務を行わせている場合における第47条第1項及び第48条第1項の規定の適用については、第47条第1項中「第73条第1項に規定する住宅監理員又は市長が指定するその職員（以下「住宅監理員等」という。）」とあるのは「第74条第2項に規定する指定管理者又は市長が指定するその職員（以下「指定管理者等」という。）」と、第48条第1項中「住宅監理員等」とあるのは「指定管理者等」とする。

第75条 削除

(他の住宅への準用)

第76条 本市が建設し、又は賃貸する住宅及びその共同施設で市営住宅でないものの設置及び管理については、別に定めがあるものを除くほか、法令及びこの条例の規定を準用する。

(施行細目の委任)

第77条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

- (1) 入居許可を受けずに市営住宅に入居した者
- (2) 第20条の規定による市長の承認を得ずに市営住宅に入居した者
- (3) 詐欺その他不正の行為により、敷金又は第56条に規定する保証金の徴収を免れた者

2 詐欺その他不正の行為により、家賃若しくは割増賃料又は使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第53条から第60条までの規定は、平成10年4月1日から施行する。

(平成9年8月30日規則第32号により平成9年9月1日から施行)

(適用期日)

2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例(以下「新条例」という。)第38条第1項第2号及び第3号並びに第41条第2項の規定は、平成8年8月30日から適用する。

(経過措置)

3 この条例による改正前の神戸市営住宅条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づいて設置された第1種市営住宅、第2種市営住宅、特定借上賃貸住宅及び第3種市営住宅又は共同施設に係る旧条例の規定による許可、承認その他の行為は、それぞれ新条例の規定に基づいて設置された公営住宅又は共同施設に係る新条例の規定による許可、承認その他の行為とみなす。

4 旧法の規定に基づいて供給された公営住宅並びに旧条例の規定に基づいて設置された特定借上賃貸住宅及び第3種市営住宅(以下「旧法住宅等」という。)又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、新条例第5条、第6条、第18条第2項第2号及び第4項、第23条、第24条、第25条第1項及び第2項、第26条、第29条、第33条から第40条まで、第42条から第46条まで並びに第49条から第52条までの規定は適用せず、旧条例第6条、第6条の2、第13条第1項及び第6項、第14条、第16条、第18条、第19条、第22条から第28条まで、第31条並びに第31条の2の規定は、なおその効力を有する。

5 新条例第25条第1項、第40条第1項又は第44条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続きその他の行為は、旧法住宅等については、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても、新条例の例によることができる。

6 平成10年4月1日において現に旧法住宅等(旧条例の規定に基づいて設置された特定借上賃貸住宅を除く。)に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第25条第1項本文又は第26条の規定による家賃の額が旧条例第13条第1項若しくは第6項、第14条第1項又は第16条第1項の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第25条第1項本文又は第26条の規定による家賃の額から旧条例第13条第1項若しくは第6項、第14条第1項又は第16条第1項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第13条第1項若しくは第6項、第14条第1項又は第16条第1項の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第40条又は第44条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第13条第1項若しくは第6項、第14条第1項又は第16条第1

項の規定による家賃の額に旧条例第27条第2項第1号若しくは第3号又は第3項において準用する旧条例第14条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第40条又は第44条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第13条第1項若しくは第6項，第14条第1項又は第16条第1項の規定による家賃の額及び旧条例第27条第2項第1号若しくは第3号又は第3項において準用する旧条例第14条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に，旧条例第13条第1項若しくは第6項，第14条第1項又は第16条第1項の規定による家賃の額及び旧条例第27条第2項第1号若しくは第3号又は第3項において準用する旧条例第14条の規定による割増賃料の額を加えた額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 7 平成10年4月1日において現に旧条例の規定に基づいて設置された特定借上賃貸住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は，その者に係る新条例の規定による家賃の額が同日前の最終の家賃の額から旧条例第14条の2第2項の規定により減額した額（以下「最終入居者負担額」という。）を超える場合には，新条例の規定による家賃の額から最終入居者負担額を控除して得た額に前項の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に，最終入居者負担額を加えた額とする。
- 8 附則第3項に定めるもののほか，平成10年4月1日前に旧条例の規定によってした請求，手続その他の行為は，新条例の相当規定によってしたものとみなす。  
（平成21年4月1日前から引き続き入居している者等に係る公営住宅に係る収入超過者の家賃の特例）
- 9 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。第11項において「平成19年改正政令」という。）附則第5条の適用を受けていた者が当該適用に係る公営住宅に引き続き入居し，かつ，平成26年4月1日以後に第38条の収入超過者としての認定を受けた場合における平成30年度までの家賃に係る第40条第1項の規定の適用については，同項中「とする。」とあるのは，「とする。ただし，当該額が，緩和後家賃想定額（本文中「令第8条第2項」とあるのを「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の令第8条第2項」と読み替えて本文の規定を適用して算出した額に，3,000円（平成27年度にあっては6,000円，平成28年度にあっては9,000円，平成29年度にあっては12,000円，平成30年度にあっては15,000円）を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは，緩和後家賃想定額を公営住宅に係る収入超過者の毎月の家賃とする。」とする。  
（平成21年4月1日前から引き続き入居している者等に係る都市再生住宅に係る収入超過者の家賃の特例）
- 10 前項の規定は，第40条の2の規定に基づく都市再生住宅に係る収入超過者の家賃について準用する。  
（平成21年4月1日前から引き続き入居している者に係る改良住宅に係る収入超過者の割増賃料の特例）
- 11 平成19年改正政令附則第7条の適用を受けていた者が当該適用に係る改良住宅に引き続き入居し，かつ，平成26年4月1日以後に第38条の収入超過者としての認

定を受けた場合における平成30年度までの割増賃料に係る第41条第2項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、当該額が、緩和後割増賃料想定額（第1号中「住宅地区改良法施行令第13条の2」とあるのを「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の住宅地区改良法施行令第13条の2」と読み替えて同号の規定を適用して算出した額に、3,000円（平成27年度にあつては6,000円、平成28年度にあつては9,000円、平成29年度にあつては12,000円、平成30年度にあつては15,000円）を加えて得た額をいう。以下この項において同じ。）を超えるときは、緩和後割増賃料想定額を改良住宅に係る収入超過者の割増賃料の額とする。」とする。

（指定管理者不在等期間における駐車場の管理に関する業務）

- 12 市長が第74条第1項に係る指定管理者（以下この項において単に「指定管理者」という。）の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第63条から第67条までの規定並びに第72条において準用する第34条第1項及び第36条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第63条	駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（次条から第71条までにおいて「指定管理者」という。）	市長
第64条第1項	第68条第1項に規定する利用料金	駐車場の使用料
第64条第2項各号 列記以外の部分	指定管理者	市長
第64条第2項第2号	第68条第1項に規定する利用料金	駐車場の使用料
第65条、第66条及び 第67条第2項から 第5項まで	指定管理者	市長
第72条において準 用する第34条第1 項及び第36条	第63条に規定する指定管理者	市長

（指定管理者不在等期間の駐車場の使用料）

- 13 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第68条第2項又は第3項の承認に係る利用料金の額を駐車場の使用料として、駐車場の使用者から徴収するものとする。この場合においては、同条第6項から第9項までの規定を準用する。

- 14 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第69条の基準により減免し、又はその納付を猶予することができるものとする。

（指定管理者不在等期間の駐車場の保証金の徴収及び還付）

- 15 市長は、指定管理者不在等期間においては、駐車場の保証金を徴収し、及び還付を行うものとする。この場合においては、第70条の規定を準用する。

（指定管理者不在等期間の駐車場の明渡しの請求）

- 16 市長は、指定管理者不在等期間においては、第63条の許可を取り消し、駐車場の

明け渡しを請求することができるものとする。この場合においては、第71条の規定を準用するものとし、及び神戸市債権の管理に関する条例の規定は適用しないものとする。

附 則（平成9年10月7日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、別表第5号の表神戸市営水笠西住宅の項の次に次のように加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成9年11月26日規則第43号により平成9年12月1日から施行）

附 則（平成10年1月7日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第6条第2項の改正規定 平成10年1月17日

（2）別表第1号アの表神戸市営六甲アイランド住宅の項の改正規定、同表に神戸市営青木南第三住宅の項を加える改正規定、同表に神戸市営鹿の子台南住宅の項を加える改正規定、同表神戸市営コレクティブハイツ浜添住宅の項の改正規定、同表神戸市営本多聞第六住宅の項の改正規定、同表に神戸市営東垂水第二住宅の項を加える改正規定、同表神戸市営西神南第二住宅の項の改正規定及び同表に神戸市営ベルデ玉津住宅の項を加える改正規定 平成10年2月1日

（平成10年4月30日規則第12号により別表第1号アの表に神戸市営HAT神戸・灘の浜住宅の項を加える改正規定並びに別表第5号の表に神戸市営新在家南住宅の項、神戸市営HAT神戸・灘の浜住宅の項及び神戸市営筒井住宅の項を加える改正規定は、平成10年5月1日から施行、平成10年6月29日規則第24号により別表第1号アの表に神戸市営長尾住宅の項及び神戸市営ベルデ名谷住宅の項を加える改正規定並びに別表第2号の表神戸市営神前住宅の項の改正規定は、平成10年7月1日から施行、平成10年7月28日規則第32号により別表第1号アの表に神戸市営板宿住宅の項及び神戸市営若草住宅の項を加える改正規定は、平成10年8月1日から施行、平成10年7月31日規則第36号により別表第5号の表に神戸市営御船住宅の項を加える改正規定は、平成10年8月1日から施行、平成10年8月31日規則第46号により別表第5号の表に神戸市営大開住宅の項、神戸市営ビエント上沢住宅の項、神戸市営神楽住宅の項、神戸市営大道住宅の項及び神戸市営名谷駅東住宅の項を加える改正規定は、平成10年9月1日から施行）

（平成10年10月28日により規則第52号別表第5号の表に神戸市営真陽第二住宅の項を加える改正規定は、平成10年11月1日から施行）

（平成11年2月26日規則第75号により別表第5号の表に神戸市営真陽第三住宅の項を加える改正規定は、平成11年3月1日から施行）

（平成11年4月26日規則第15号により別表第1号アの表に神戸市営HAT神戸・脇の浜住宅の項を加える改正規定及び別表第5号の表に神戸市営HAT神戸・脇の浜住宅の項を加える改正規定は、平成11年5月1日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市営住宅条例の規定により神戸市営六甲アイランド住宅、神戸市営コレクティブハイツ浜添住宅、神戸市営本多聞第六住宅及び神戸市営西神南第二住宅に係る許可、承認その他の行為（以下「許可等」という。）を受けた者は、この条例による改正後の神戸市営住宅条例の規定により神戸市営ウエストコート9番街住宅、神戸市営真野ふれあい住宅、神戸

市営舞子山手住宅及び神戸市営西神井吹台住宅に係る許可等を受けた者とみなす。

附 則（平成10年2月27日条例第58号）

この条例は、平成10年3月1日から施行する。

附 則（平成10年10月9日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第1号アの表神戸市営シルバーハイツ西神南住宅の項を削る改正規定及び次項の規定 公布の日

（2）第2条第7号の改正規定、第5条第1項第3号の改正規定、同号ウの次に次のように加える改正規定、第38条第1項第1号の改正規定、別表第1号アの改正規定、同号アの表に神戸市営上池田住宅の項を加える改正規定及び同号イの改正規定 平成10年11月1日

（平成10年11月30日規則第55号により別表第5号の表に神戸市営千歳住宅の項を加える改正規定は、平成10年12月1日から施行）

（平成10年12月25日規則第63号により別表第5号の表に神戸市営久二塚西ふれあい住宅の項及び神戸市営大田東住宅の項を加える改正規定は、平成11年1月1日から施行）

（平成11年3月30日規則第93号により別表第5号の表に神戸市営エヴァタウン海運住宅の項、神戸市営御菅第一住宅の項及び神戸市営日吉第二住宅の項を加える改正規定は、平成11年4月1日から施行）

（平成11年5月28日規則第19号により別表第5号の表に神戸市営松本東住宅の項及び神戸市営ツイン大開1号館住宅の項を加える改正規定は、平成11年6月1日から施行）

（平成11年6月30日規則第29号により別表第5号の表に神戸市営キャナルタウン南住宅の項を加える改正規定は、平成11年7月1日から施行）

（平成11年11月29日規則第72号により別表第5号の表に神戸市営松本西住宅の項を加える改正規定は、平成11年12月1日から施行）

（経過措置）

2 別表第1号アの表の改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市営住宅条例の規定により神戸市営シルバーハイツ西神南住宅に係る許可、承認その他の行為（以下「許可等」という。）を受けた者は、この条例による改正後の神戸市営住宅条例の規定により神戸市営西神井吹台住宅に係る許可等を受けた者とみなす。

附 則（平成11年1月12日条例第35号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日条例第4号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

ただし、第6条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成11年6月30日規則第30号により別表第5号の表に神戸市営グローリ東川崎住宅の項を加える改正規定は、平成11年7月1日から施行）

（平成11年9月30日規則第50号により別表第5号の表に神戸市営桜口住宅の項及び神戸市営御菅第三住宅の項を加える改正規定は、平成11年10月1日から施行）

（平成11年10月29日規則第64号により別表第5号の表に神戸市営六甲住宅の項及び神戸市営御菅第二住宅の項を加える改正規定は、平成11年11月1日から施行）

(平成11年12月28日規則第81号により別表第5号の表に神戸市営久二塚東住宅の項及び神戸市営久二塚西住宅の項を加える改正規定は、平成12年1月1日から施行)

(平成12年3月30日規則第96号により別表第5号の表に神戸市営琵琶住宅の項を加える改正規定は、平成12年4月1日から施行)

附 則 (平成11年4月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年7月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年1月11日条例第49号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第65条第1項に1号を加える改正規定及び同条第2項の改正規定(「、割増賃料若しくは敷金」を「若しくは割増賃料」に改める部分及び「若しくは保証金の全部又は一部」を削る部分に限る。) 公布の日

(2) 別表第2号の表に神戸市営リバーサイド玉津南住宅の項を加える改正規定  
平成12年2月1日

附 則 (平成12年7月19日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市営住宅条例の規定により神戸市営桜口住宅に係る許可、承認その他の行為(以下「許可等」という。)を受けた者は、この条例による改正後の神戸市営住宅条例の規定により神戸市営ウェルブ六甲道5番街2番館住宅に係る許可等を受けた者とみなす。

附 則 (平成12年10月2日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年12月27日条例第28号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日条例第47号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年1月10日条例第53号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に行った特別市営住宅及び借上げに係る従前居住者用住宅の家賃に対する助成は、改正後の第27条の規定に基づいて行ったものとみなす。

附 則 (平成15年4月1日条例第4号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日条例第60号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月7日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市営住宅条例(以下「改正

前条例」という。)第62条の規定により管理を委託している市営住宅及び共同施設については、改正前条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(その日前にこの条例による改正後の神戸市営住宅条例第62条第3項の規定による指定をした場合には、当該指定の日)までの間、なおその効力を有する。

附 則(平成17年3月31日条例第46号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年1月10日条例第39号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第2条第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日条例第87号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月29日条例第26号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則(平成19年3月29日条例第49号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月17日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、別表第2号の表に神戸市営長田中住宅の項を加える改正規定は、平成19年11月1日から施行する。

附 則(平成20年7月9日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1号イの表神戸市営名倉住宅の項及び神戸市営王居殿住宅の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に市営住宅に入居している者(以下「現入居者」という。)でこの条例による改正後の神戸市営住宅条例(以下「新条例」という。)第25条から第25条の3までの規定による家賃の額(以下「新家賃額」という。)がこの条例の施行の日前の最終の家賃の額(以下「旧家賃額」という。)を超えるものの次の表の左欄に掲げる年度の家賃は、新条例第25条から第25条の3までの規定にかかわらず、新家賃額から旧家賃額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率を乗じて得た額に、旧家賃額を加えて得た額とする。

平成21年度	0.2
平成22年度	0.4
平成23年度	0.6
平成24年度	0.8

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による家賃の額が、旧家賃額に平成21年度を1として翌年度以後の年度ごとに1を加えて得られる係数に3,000円を乗じて得た額を加えて得た額(以下「緩和家賃額」という。)を超えるときは、現入居者の家賃の額は、緩和家賃額とする。

4 前項の規定の適用を受けた現入居者に係る平成25年度以後の新家賃額が緩和家賃額を超える場合における平成25年度以後の家賃の額は、新条例第25条から第25条の3までの規定にかかわらず、当該年度の緩和家賃額が新家賃額に達するまでの間、

緩和家賃額とする。

- 5 前2項の規定は、収入の増加により、現入居者に係る公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の公営住宅法施行令第2条第2項の規定による入居者の収入の区分が旧家賃額における入居者の収入の区分と異なる区分に属することとなるときは、適用しない。

附 則（平成20年9月30日条例第12号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1号アの表に神戸市営西大池第五住宅、神戸市営西高丸住宅、神戸市営学が丘住宅及び神戸市営北舞子第五住宅の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成21年4月30日規則第8号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営西大池第五住宅の項を加える部分及び別表第1号アの表に神戸市営西高丸住宅の項を加える部分に限る。）は、平成21年5月1日から施行）

（平成21年8月31日規則第28号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営学が丘住宅の項を加える部分に限る。）は、平成21年9月1日から施行）

（平成21年11月20日規則第37号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営北舞子第五住宅の項を加える部分に限る。）は、平成21年12月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に再開発住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅に入居している者（以下「現入居者」という。）に係る収入超過者の家賃の額については、平成26年3月31日までの間（以下「経過措置期間」という。）は、この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）第40条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、当該家賃の額が、経過措置期間において同項の規定を適用した場合における現入居者に係る収入超過者の家賃の額を超えるときは、この限りでない。

- 3 前項の場合において、新条例第5条第1項第3号の規定の適用については、同号ア中「同条第5項第1号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）による改正前の公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項第1号」と、同号ウ中「令第6条第5項第3号」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令による改正前の公営住宅法施行令第6条第5項第3号」とする。

附 則（平成21年12月11日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第31条第2項の規定は、同項に規定する納付の日の属する月の初日（以下「月初日」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に到来する場合に納付される延滞金について適用し、月初日が施行日の前日までに到来する場合に納付される延滞金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月30日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1号アの表について、神戸市営やぐも住宅の項を加える改正規定、神戸市営須磨外浜住宅の項を加える改正規定並びに神戸市営新西舞子住宅の項及び神戸市営東舞子住宅の項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成22年7月30日規則第11号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営やぐも住宅の項を加える部分に限る。）は、平成22年8月1日から施行）

（平成23年2月28日規則第29号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営須磨外浜住宅の項を加える部分に限る。）は、平成23年3月1日から施行）

（平成23年6月30日規則第11号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営新西舞子住宅の項を加える部分に限る。）は、平成23年7月1日から施行）

（平成23年7月29日規則第21号により附則第1項ただし書に規定する改正規定（別表第1号アの表に神戸市営東舞子住宅の項を加える部分に限る。）は、平成23年8月1日から施行）

（施行日前に行われた指定の手續の特例）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前に行われた神戸市営やぐも住宅、神戸市営須磨外浜住宅、神戸市営新西舞子住宅及び神戸市営東舞子住宅に係る指定管理者の指定の手續は、この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）の規定により行われた手續とみなす。

（経過措置）

- 3 この条例による改正前の神戸市営住宅条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて設置された再開発住宅、コミュニティ住宅及び従前居住者用住宅並びにこれらの住宅の共同施設に係る旧条例の規定による許可、承認その他の行為は、それぞれ新条例の規定に基づいて設置された都市再生住宅及びその共同施設に係る新条例の規定による許可、承認その他の行為とみなす。

- 4 神戸市営シーサイドハイツ金平住宅、神戸市営パークサイド御崎住宅、神戸市営キャナルサイド浜中住宅及び神戸市営ポートサイド吉田住宅に係る入居者資格については、新条例第8条第1項及び第2項の規定は適用せず、旧条例第9条第1項の規定を準用するものとし、その限りにおいて、同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成22年12月22日条例第20号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、第52条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第40号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例の規定（家賃の決定に係るものに限る。）は、平成23年4月以後の家賃について適用し、同年3月までの家賃については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日条例第28号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1第1号アの表に

ついて神戸市営多聞台中央住宅の項を加える改正規定並びに別表第1第1号イの表について神戸市営本山神岡住宅の項を加える改正規定，神戸市営魚崎新堀住宅の項を加える改正規定，神戸市営住吉宮の前住宅の項を加える改正規定及び神戸市営青木住宅の項を加える改正規定は，平成24年5月1日から施行する。

（新公営住宅法第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における入居者資格，家賃の算定方法等に関する規定の技術的読替え）

- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から起算して1年を超えない期間内において，同条の規定による改正後の公営住宅法（昭和26年法律第193号）第23条第1号ロの規定に基づく条例が制定施行されるまでの間における神戸市営住宅条例の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる神戸市営住宅条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条第1項第3号ア	令第6条第4項各号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号。以下「第1次一括法関連政令」という。）第1条の規定による改正前の令第6条第4項各号
第5条第1項第3号イ	令第6条第5項第2号	第1次一括法関連政令第1条の規定による改正前の令第6条第5項第2号
第5条第1項第3号ウ	令第6条第5項第3号	第1次一括法関連政令第1条の規定による改正前の令第6条第5項第3号
第7条第2項第1号	住宅地区改良法施行令	第1次一括法関連政令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令
	令第6条第5項第1号	第1次一括法関連政令第1条の規定による改正前の令第6条第5項第1号
第7条第2項第2号	住宅地区改良法施行令	第1次一括法関連政令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令
	令第6条第5項第2号	第1次一括法関連政令第1条の規定による改正前の令第6条第5項第2号
第40条第1項	令第8条第2項	第1次一括法関連政令第1条の規定による改正前の令第8条第2項
第41条第2項第1号	住宅地区改良法施行令	第1次一括法関連政令第5条の規定による改正前の住宅地区改良法施行令

附 則（平成24年7月11日条例第8号）

この条例は，規則で定める日から施行する。

（平成24年7月11日規則第16号により平成24年8月1日から施行）

附 則（平成24年10月12日条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は，平成25年4月1日から施行する。ただし，第5条第1項の改正規定（同項第2号に係る部分及び同項第3号に係る部分を除く。）は，公布の日から施行する。

（平成17年政令第357号附則第3条の経過措置に係る特例）

- 2 前項本文に規定する施行の日前において57歳に達している者に対するこの条例

による改正後の神戸市営住宅条例第5条第1項第3号イ（イ）の規定の適用については、同号イ（イ）中「60歳」とあるのは、「57歳」とする。

附 則（平成25年3月29日条例第79号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - （1）別表第1第1号イの表の改正規定 平成25年5月1日
  - （2）別表第1第1号アの表の改正規定（神戸市営西大池第五住宅の項の次に神戸市営からと中央住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第5第1号アの表の改正規定 規則で定める日  
（平成25年11月15日規則第17号により平成25年12月1日から施行）

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1第1号アの表神戸市営からと中央住宅の項、同表第1号イの表神戸市営篠原第一住宅の項及び別表第5第1号アの表神戸市営からと中央住宅の項の規定を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の行為は、この条例の施行前においても、この新条例の例によりすることができる。

附 則（平成25年7月8日条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - （1）第1条中第5条の改正規定 公布の日
  - （2）第1条中第31条及び第50条の改正規定並びに附則第4項から附則第8項までの規定 平成26年1月1日

（準備行為）

- 2 第1条の規定による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新市営住宅条例」という。）第74条第1項の規定に基づき駐車場の管理に関する業務を新市営住宅条例第63条に規定する指定管理者に行わせるために必要となる指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、第1条の規定の施行前においても、新市営住宅条例の規定の例により行うことができる。

（延滞金に関する経過措置）

- 4 第1条の規定による改正後の神戸市営住宅条例第31条（第1条の規定による改正前の神戸市営住宅条例（以下「旧市営住宅条例」という。）第72条において準用する場合を含む。）及び第50条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（平成26年1月1日から同年3月31日までの間における延滞金に関する特例）

- 5 平成26年1月1日から同年3月31日までの間における旧市営住宅条例第71条第6項の規定の適用については、同項中「年10.95パーセントの」とあるのは、「神戸市営住宅条例及び神戸市厚生年金住宅条例の一部を改正する条例（平成25年7月条例第8号）第1条の規定による改正後の神戸市営住宅条例第71条第8項に規定する年当たりの」とする。

- 6 前項の規定を適用して延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 7 第5項の規定を適用する場合における駐車場の使用料相当額については、債権の

管理に関する条例（昭和39年3月条例第74号）の規定は、適用しない。

- 8 附則第4項の規定は、附則第5項の規定により旧市営住宅条例第71条第6項の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

附 則（平成26年3月31日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- （1）別表第1第1号アの表の改正規定（神戸市営須磨外浜住宅の項の次に神戸市営須磨小寺住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第5第1号アの表の改正規定（神戸市営須磨外浜住宅の項の次に神戸市営須磨小寺住宅の項を加える部分に限る。）規則で定める日  
（平成26年10月24日規則第30号により平成26年11月1日から施行）
- （2）別表第1第1号イの表の改正規定及び別表第5第1号イの表の改正規定 平成26年5月1日  
（準備行為）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1第1号アの表神戸市営須磨小寺住宅の項、同表第1号イの表神戸市営垂水第一住宅の項、別表第5第1号アの表神戸市営須磨小寺住宅の項及び神戸市営押部谷住宅の項並びに同表第1号イの表神戸市営垂水第一住宅の項の規定を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の行為は、この条例の施行前においても、この新条例の例によりすることができる。

附 則（平成27年3月30日条例第35号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年3月31日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前にした借上げに係る神戸市営ルゼフィール中道住宅若しくは神戸市営フレール長田室内住宅又は神戸市営住宅ルゼフィール中道駐車場若しくは神戸市営住宅フレール長田室内駐車場についてなされた申請、許可その他の行為は、市長が別段の処分をするものを除くほか、この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）に規定する神戸市営ルゼフィール中道住宅若しくは神戸市営フレール長田室内住宅又は神戸市営住宅ルゼフィール中道駐車場若しくは神戸市営住宅フレール長田室内駐車場についてなされたものとみなす。
- （準備行為）
- 3 新条例別表第1第1号アの表神戸市営ルゼフィール中道住宅の項、神戸市営フレール長田室内住宅の項、別表第5第1号アの表神戸市営ルゼフィール中道住宅の項及び神戸市営フレール長田室内住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、この条例の施行前においても、この新条例の例によりすることができる。

附 則（平成27年9月29日条例第7号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月14日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年3月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前にした借上げに係る神戸市営フレール長田苺藻通住宅又は神戸市営住宅フレール長田苺藻通駐車場についてなされた申請、許可その他の行為は、

市長が別段の処分をするものを除くほか、この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）に規定する神戸市営フレール長田苧藻通住宅又は神戸市営住宅フレール長田苧藻通駐車場についてなされたものとみなす。

（準備行為）

- 3 新条例別表第1第1号アの表神戸市営フレール長田苧藻通住宅の項及び別表第5第1号アの表神戸市営フレール長田苧藻通住宅の項の規定を施行するために必要な許可その他の行為は、この条例の施行前においても、この新条例の例によりすることができる。

附 則（平成28年3月31日条例第29号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
神戸市営北畑住宅	神戸市東灘区本山南町9丁目
神戸市営西青木住宅	神戸市東灘区本山南町4丁目
神戸市営本山第一住宅	神戸市東灘区本山南町2丁目
神戸市営魚崎南住宅	神戸市東灘区魚崎南町6丁目
神戸市営本山第三住宅	神戸市東灘区本山南町1丁目
神戸市営求女住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
神戸市営本山第五住宅	神戸市東灘区本山南町9丁目
神戸市営深江南住宅	神戸市東灘区深江南町1丁目
神戸市営深江南第二住宅	神戸市東灘区深江南町4丁目
神戸市営魚崎西住宅	神戸市東灘区魚崎西町4丁目
神戸市営塚の前南住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
神戸市営本山第四住宅	神戸市東灘区本山南町7丁目
神戸市営北青木住宅	神戸市東灘区北青木1丁目
神戸市営青木南住宅	神戸市東灘区青木6丁目
神戸市営深江北住宅	神戸市東灘区本庄町2丁目及び深江北町3丁目
神戸市営深江北第二住宅	神戸市東灘区深江北町4丁目
神戸市営本庄住宅	神戸市東灘区本庄町2丁目
神戸市営北青木第二住宅	神戸市東灘区北青木2丁目
神戸市営北青木第三住宅	神戸市東灘区北青木2丁目
神戸市営深江北第三住宅	神戸市東灘区深江北町5丁目
神戸市営魚崎南第二住宅	神戸市東灘区魚崎南町2丁目
神戸市営御影石住宅	神戸市東灘区御影石町3丁目
神戸市営魚崎南第三住宅	神戸市東灘区魚崎南町2丁目
神戸市営青木南第二住宅	神戸市東灘区青木4丁目
神戸市営シルバーハイツ六甲ア	神戸市東灘区向洋町中3丁目

イランド住宅	
神戸市営北青木第四住宅	神戸市東灘区北青木1丁目
神戸市営本山南住宅	神戸市東灘区本山南町7丁目
神戸市営シルバーハイツ北青木住宅	神戸市東灘区北青木1丁目
神戸市営魚崎南第四住宅	神戸市東灘区魚崎南町2丁目
神戸市営新住吉川住宅	神戸市東灘区田中町5丁目
神戸市営新本山第二住宅	神戸市東灘区本山南町8丁目
神戸市営本庄第二住宅	神戸市東灘区本庄町3丁目
神戸市営御影石第二住宅	神戸市東灘区御影石町1丁目
神戸市営本山南第二住宅	神戸市東灘区本山南町9丁目
神戸市営ウェストコート9番街住宅	神戸市東灘区向洋町中7丁目
神戸市営青木南第三住宅	神戸市東灘区青木4丁目
神戸市営弓の木住宅	神戸市灘区高德町1丁目及び楠丘町1丁目
神戸市営八幡住宅	神戸市灘区八幡町2丁目
神戸市営篠原南住宅	神戸市灘区篠原南町7丁目
神戸市営大和西住宅	神戸市灘区大和町5丁目
神戸市営桜ヶ丘住宅	神戸市灘区桜ヶ丘町
神戸市営岩屋北住宅	神戸市灘区岩屋北町2丁目
神戸市営大石東住宅	神戸市灘区大石東町3丁目
神戸市営友田住宅	神戸市灘区友田町5丁目
神戸市営弓木南住宅	神戸市灘区弓木町3丁目
神戸市営上河原住宅	神戸市灘区上河原通1丁目及び上河原通2丁目
神戸市営岩屋北第二住宅	神戸市灘区岩屋北町6丁目
神戸市営大石東第二住宅	神戸市灘区大石東町1丁目
神戸市営新在家南住宅	神戸市灘区新在家南町1丁目
神戸市営シルバーハイツ大石東住宅	神戸市灘区大石東町1丁目
神戸市営灘北第二住宅	神戸市灘区灘北通8丁目
神戸市営シルバーハイツ灘北住宅	神戸市灘区灘北通8丁目
神戸市営新大和東住宅	神戸市灘区大和町4丁目
神戸市営灘北第一住宅	神戸市灘区灘北通8丁目
神戸市営HA T神戸・灘の浜住宅	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目
神戸市営宮本住宅	神戸市中央区宮本通1丁目
神戸市営八雲第二住宅	神戸市中央区八雲通1丁目
神戸市営北本町住宅	神戸市中央区北本町通3丁目
神戸市営磯上住宅	神戸市中央区八幡通3丁目
神戸市営港島住宅	神戸市中央区港島中町2丁目
神戸市営東川崎住宅	神戸市中央区東川崎町5丁目
神戸市営シルバーハイツ日暮住宅	神戸市中央区日暮通5丁目
神戸市営筒井住宅	神戸市中央区筒井町1丁目

神戸市営シルバーハイツ筒井住宅	神戸市中央区筒井町1丁目
神戸市営HAT神戸・脇の浜住宅	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目
神戸市営やぐも住宅	神戸市中央区八雲通3丁目
神戸市営御崎住宅	神戸市兵庫区御崎町2丁目
神戸市営東山住宅	神戸市兵庫区東山町1丁目
神戸市営松原住宅	神戸市兵庫区松原通4丁目
神戸市営御崎西住宅	神戸市兵庫区御崎町1丁目
神戸市営夢野住宅	神戸市兵庫区湊川町6丁目，湊川町7丁目及び湊川町8丁目
神戸市営御崎東住宅	神戸市兵庫区御崎町1丁目
神戸市営本御崎住宅	神戸市兵庫区御崎本町3丁目
神戸市営夢野台住宅	神戸市兵庫区菊水町10丁目
神戸市営御崎西第二住宅	神戸市兵庫区御崎町1丁目
神戸市営浜中住宅	神戸市兵庫区浜中町1丁目
神戸市営菊水住宅	神戸市兵庫区菊水町2丁目
神戸市営小河住宅	神戸市兵庫区小河通4丁目
神戸市営東柳原住宅	神戸市兵庫区東柳原町
神戸市営会下山住宅	神戸市兵庫区会下山町3丁目
神戸市営兵庫駅西住宅	神戸市兵庫区駅前通4丁目
神戸市営シルバーハイツ菊水住宅	神戸市兵庫区菊水町10丁目
神戸市営下沢住宅	神戸市兵庫区下沢通8丁目
神戸市営切戸住宅	神戸市兵庫区切戸町
神戸市営小河第二住宅	神戸市兵庫区小河通2丁目
神戸市営松原第二住宅	神戸市兵庫区松原通4丁目
神戸市営駅前住宅	神戸市兵庫区駅前通3丁目
神戸市営水木住宅	神戸市兵庫区水木通7丁目
神戸市営南逆瀬川住宅	神戸市兵庫区南逆瀬川町
神戸市営菊水西住宅	神戸市兵庫区菊水町10丁目
神戸市営ルゼフィール中道住宅	神戸市兵庫区中道通6丁目
神戸市営山の街住宅	神戸市北区緑町4丁目
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目及び唐櫃台3丁目
神戸市営桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台1丁目，甲栄台2丁目，甲栄台3丁目及び甲栄台4丁目
神戸市営ひよどり台住宅	神戸市北区ひよどり台3丁目及びひよどり台5丁目
神戸市営鈴蘭台西住宅	神戸市北区鈴蘭台西町3丁目
神戸市営鈴蘭台東住宅	神戸市北区鈴蘭台東町7丁目
神戸市営有馬第二住宅	神戸市北区有馬町
神戸市営塩田住宅	神戸市北区道場町塩田
神戸市営唐櫃第二住宅	神戸市北区唐櫃台4丁目
神戸市営鈴蘭台東第二住宅	神戸市北区鈴蘭台東町6丁目
神戸市営有馬住宅	神戸市北区有馬町

神戸市営西大池住宅	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営鈴蘭台東第三住宅	神戸市北区鈴蘭台東町8丁目
神戸市営シルバーハイツ鈴蘭台住宅	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目
神戸市営西大池第二住宅	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営西大池第三住宅	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営有野第一住宅	神戸市北区有野町有野
神戸市営有野第二住宅	神戸市北区有野町有野
神戸市営シルバーハイツひよどり台住宅	神戸市北区山田町下谷上
神戸市営鹿の子台南住宅	神戸市北区鹿の子台南町4丁目
神戸市営西大池第四住宅	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営西大池第五住宅	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営からと中央住宅	神戸市北区唐櫃台3丁目
神戸市営重池住宅	神戸市長田区重池町1丁目
神戸市営日吉住宅	神戸市長田区日吉町3丁目
神戸市営重池北住宅	神戸市長田区重池町2丁目
神戸市営丸山東住宅	神戸市長田区滝谷町2丁目
神戸市営房王寺住宅	神戸市長田区房王寺町3丁目，房王寺町4丁目及び房王寺町5丁目
神戸市営寺池住宅	神戸市長田区寺池町2丁目
神戸市営大日丘住宅	神戸市長田区大日丘町1丁目
神戸市営一番町住宅	神戸市長田区一番町5丁目
神戸市営大日丘第二住宅	神戸市長田区大日丘町2丁目
神戸市営明泉寺住宅	神戸市長田区明泉寺町1丁目
神戸市営松野住宅	神戸市長田区松野通4丁目
神戸市営二葉住宅	神戸市長田区二葉町6丁目
神戸市営重池第二住宅	神戸市長田区重池町2丁目
神戸市営真野住宅	神戸市長田区荇藻通4丁目
神戸市営二番町住宅	神戸市長田区二番町3丁目
神戸市営雲雀ヶ丘住宅	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目
神戸市営高取山住宅	神戸市長田区高取山町1丁目
神戸市営海運住宅	神戸市長田区海運町5丁目
神戸市営長田北住宅	神戸市長田区北町3丁目
神戸市営シルバーハイツ長田北住宅	神戸市長田区北町3丁目
神戸市営細田住宅	神戸市長田区細田町7丁目
神戸市営菅原住宅	神戸市長田区菅原通2丁目
神戸市営東尻池住宅	神戸市長田区東尻池町5丁目
神戸市営庄山住宅	神戸市長田区庄山町2丁目
神戸市営新若松住宅	神戸市長田区若松町8丁目
神戸市営長田駅南住宅	神戸市長田区二番町2丁目
神戸市営東尻池第二住宅	神戸市長田区東尻池町4丁目
神戸市営シルバーハイツ東尻池	神戸市長田区東尻池町6丁目

住宅	
神戸市営真野ふれあい住宅	神戸市長田区浜添通3丁目
神戸市営長尾住宅	神戸市長田区長尾町1丁目
神戸市営上池田住宅	神戸市長田区上池田3丁目
神戸市営新五位ノ池住宅	神戸市長田区五位ノ池町2丁目
神戸市営フレール長田苜藻通住宅	神戸市長田区苜藻通4丁目
神戸市営フレール長田室内住宅	神戸市長田区六番町3丁目
神戸市営白川住宅	神戸市須磨区白川台1丁目
神戸市営菅の台住宅	神戸市須磨区菅の台4丁目
神戸市営竜が台住宅	神戸市須磨区竜が台2丁目，竜が台3丁目及び竜が台4丁目
神戸市営南須磨住宅	神戸市須磨区青葉町2丁目
神戸市営禅昌寺住宅	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目
神戸市営東落合住宅	神戸市須磨区東落合1丁目及び東落合2丁目
神戸市営大池西住宅	神戸市須磨区大池町5丁目
神戸市営神の谷住宅	神戸市須磨区神の谷4丁目
神戸市営横尾住宅	神戸市須磨区横尾1丁目，横尾4丁目及び横尾6丁目
神戸市営南落合住宅	神戸市須磨区南落合3丁目及び南落合4丁目
神戸市営中落合住宅	神戸市須磨区中落合3丁目
神戸市営北落合住宅	神戸市須磨区北落合1丁目
神戸市営北落合西住宅	神戸市須磨区北落合3丁目
神戸市営鹿松住宅	神戸市須磨区妙法寺
神戸市営檜原住宅	神戸市須磨区妙法寺
神戸市営松風住宅	神戸市須磨区松風町3丁目
神戸市営西落合住宅	神戸市須磨区西落合4丁目
神戸市営松風第二住宅	神戸市須磨区松風町3丁目及び松風町4丁目
神戸市営板宿住宅	神戸市須磨区寺田町3丁目
神戸市営若草住宅	神戸市須磨区車
神戸市営須磨大池住宅	神戸市須磨区大池町5丁目
神戸市営中島住宅	神戸市須磨区中島町2丁目
神戸市営古川第二住宅	神戸市須磨区古川町1丁目
神戸市営太田第二住宅	神戸市須磨区大田町5丁目
神戸市営シルバーハイツ松風住宅	神戸市須磨区松風町4丁目
神戸市営新大池東住宅	神戸市須磨区大池町4丁目
神戸市営シルバーハイツ松風第二住宅	神戸市須磨区松風町3丁目
神戸市営須磨外浜住宅	神戸市須磨区外浜町3丁目
神戸市営須磨小寺住宅	神戸市須磨区小寺町3丁目
神戸市営東多聞住宅	神戸市垂水区学が丘6丁目
神戸市営旭が丘住宅	神戸市垂水区旭が丘2丁目
神戸市営泉が丘住宅	神戸市垂水区泉が丘4丁目

神戸市営千鳥が丘住宅	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目
神戸市営乙木谷第二住宅	神戸市垂水区乙木1丁目
神戸市営東高丸住宅	神戸市垂水区東垂水1丁目
神戸市営本多聞住宅	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営東垂水住宅	神戸市垂水区東垂水町
神戸市営本多聞第二住宅	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営歌敷山住宅	神戸市垂水区歌敷山4丁目
神戸市営本多聞第三住宅	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営南多聞住宅	神戸市垂水区南多聞台3丁目
神戸市営西舞子住宅	神戸市垂水区西舞子7丁目
神戸市営垂水山手住宅	神戸市垂水区山手6丁目
神戸市営西舞子第二住宅	神戸市垂水区西舞子3丁目
神戸市営王居殿第一住宅	神戸市垂水区王居殿3丁目
神戸市営王居殿第四住宅	神戸市垂水区王居殿3丁目
神戸市営北舞子住宅	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営本多聞第四住宅	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営王居殿第二住宅	神戸市垂水区王居殿2丁目
神戸市営本多聞第五住宅	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営狩口住宅	神戸市垂水区狩口台6丁目
神戸市営星が丘住宅	神戸市垂水区星が丘2丁目
神戸市営王居殿第三住宅	神戸市垂水区王居殿2丁目
神戸市営狩口第二住宅	神戸市垂水区狩口台6丁目
神戸市営北舞子第二住宅	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営上高丸住宅	神戸市垂水区上高丸1丁目
神戸市営五色山住宅	神戸市垂水区五色山4丁目及び五色山5丁目
神戸市営王居殿第五住宅	神戸市垂水区王居殿2丁目及び王居殿3丁目
神戸市営旭が丘第二住宅	神戸市垂水区旭が丘3丁目
神戸市営清水が丘住宅	神戸市垂水区清水が丘2丁目
神戸市営北舞子第三住宅	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営舞子山手住宅	神戸市垂水区本多聞7丁目
神戸市営北舞子第四住宅	神戸市垂水区北舞子2丁目
神戸市営東垂水第二住宅	神戸市垂水区東垂水3丁目
神戸市営ベルデ名谷住宅	神戸市垂水区名谷町
神戸市営五色山南住宅	神戸市垂水区五色山6丁目
神戸市営西高丸住宅	神戸市垂水区高丸6丁目
神戸市営学が丘住宅	神戸市垂水区学が丘7丁目
神戸市営北舞子第五住宅	神戸市垂水区北舞子2丁目
神戸市営新西舞子住宅	神戸市垂水区西舞子7丁目
神戸市営東舞子住宅	神戸市垂水区舞子台3丁目
神戸市営多聞台中央住宅	神戸市垂水区多聞台4丁目
神戸市営押部谷住宅	神戸市西区美穂が丘1丁目及び美穂が丘3丁目
神戸市営日輪寺住宅	神戸市西区玉津町小山
神戸市営玉津住宅	神戸市西区玉津町上池
神戸市営王塚住宅	神戸市西区王塚台1丁目及び王塚台2丁目

神戸市営栄住宅	神戸市西区桜が丘東町3丁目
神戸市営福吉台住宅	神戸市西区福吉台1丁目
神戸市営櫛谷住宅	神戸市西区櫛谷町栃木
神戸市営玉津東住宅	神戸市西区玉津町新方
神戸市営学園西住宅	神戸市西区学園西町5丁目
神戸市営竹の台住宅	神戸市西区竹の台2丁目
神戸市営養田住宅	神戸市西区押部谷町養田
神戸市営玉津北住宅	神戸市西区玉津町上池及び玉津町新方
神戸市営栄第二住宅	神戸市西区桜が丘東町3丁目
神戸市営押部谷第二住宅	神戸市西区押部谷町西盛
神戸市営西神南住宅	神戸市西区井吹台西町1丁目
神戸市営岩岡住宅	神戸市西区大沢1丁目
神戸市営西神井吹台住宅	神戸市西区井吹台西町1丁目
神戸市営ベルデ玉津住宅	神戸市西区玉津町新方
神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市西区玉津町上池

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営本山神岡住宅	神戸市東灘区森北町1丁目
神戸市営魚崎新堀住宅	神戸市東灘区魚崎南町7丁目
神戸市営住吉宮の前住宅	神戸市東灘区住吉宮町6丁目
神戸市営青木住宅	神戸市東灘区本山南町4丁目
神戸市営篠原第一住宅	神戸市灘区篠原南町6丁目
神戸市営唐櫃住宅	神戸市北区唐櫃台2丁目
神戸市営桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台3丁目及び甲栄台4丁目
神戸市営ひよどり台住宅	神戸市北区ひよどり台5丁目
神戸市営竜が台住宅	神戸市須磨区竜が台3丁目
神戸市営北舞子住宅	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営垂水第一住宅	神戸市垂水区高丸7丁目

(2) 改良住宅

名称	位置
神戸市営塚の前住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
神戸市営丸の後住宅	神戸市東灘区住吉宮町2丁目
神戸市営求女住宅	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
神戸市営神前住宅	神戸市灘区神前町3丁目及び神前町4丁目
神戸市営新生田川住宅	神戸市中央区南本町通5丁目，南本町通6丁目，北本町通5丁目及び北本町通6丁目
神戸市営中山手住宅	神戸市中央区中山手通8丁目
神戸市営楠住宅	神戸市中央区楠町1丁目及び楠町8丁目
神戸市営下山手住宅	神戸市中央区下山手通9丁目
神戸市営北本町住宅	神戸市中央区北本町通3丁目
神戸市営東川崎7丁目住宅	神戸市中央区東川崎町7丁目
神戸市営小野柄住宅	神戸市中央区小野柄通2丁目
神戸市営新中山手住宅	神戸市中央区中山手通8丁目

神戸市営東山住宅	神戸市兵庫区東山町1丁目
神戸市営駅南住宅	神戸市兵庫区駅南通4丁目
神戸市営荒田住宅	神戸市兵庫区荒田町3丁目
神戸市営兵庫駅西住宅	神戸市兵庫区駅前通4丁目
神戸市営東下住宅	神戸市北区山田町中
神戸市営番町住宅	神戸市長田区三番町2丁目, 三番町3丁目, 三番町4丁目, 四番町3丁目, 四番町4丁目, 四番町5丁目, 五番町3丁目, 五番町4丁目, 五番町5丁目, 六番町4丁目及び六番町5丁目
神戸市営五位ノ池住宅	神戸市長田区五位ノ池町2丁目
神戸市営一番町住宅	神戸市長田区一番町3丁目, 御蔵通2丁目及び御蔵通3丁目
神戸市営長田駅南第二住宅	神戸市長田区二番町1丁目
神戸市営長田駅前住宅	神戸市長田区四番町6丁目及び北町1丁目
神戸市営長田駅東住宅	神戸市長田区四番町5丁目
神戸市営長田中住宅	神戸市長田区五番町4丁目
神戸市営新五位ノ池住宅	神戸市長田区五位ノ池町2丁目
神戸市営若宮住宅	神戸市須磨区若宮町1丁目
神戸市営東高丸住宅	神戸市垂水区王居殿3丁目及び東垂水1丁目
神戸市営玉津東住宅	神戸市西区玉津町上池及び玉津町新方
神戸市営玉津西住宅	神戸市西区玉津町上池
神戸市営玉津北住宅	神戸市西区玉津町新方
神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市西区玉津町上池

(3) 都市再生住宅

名称	位置
神戸市営泉第1住宅	神戸市灘区泉通2丁目
神戸市営泉第2住宅	神戸市灘区泉通2丁目
神戸市営新在家南住宅	神戸市灘区新在家南町2丁目
神戸市営HAT神戸・灘の浜住宅	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目
神戸市営琵琶住宅	神戸市灘区琵琶町2丁目
神戸市営六甲住宅	神戸市灘区六甲町5丁目
神戸市営ウェルブ六甲道5番街2番館住宅	神戸市灘区桜口町5丁目
神戸市営旭1南住宅	神戸市中央区旭通1丁目
神戸市営旭中央住宅	神戸市中央区旭通3丁目
神戸市営雲井住宅	神戸市中央区雲井通1丁目
神戸市営東川崎7丁目住宅	神戸市中央区東川崎町7丁目
神戸市営グローリ東川崎住宅	神戸市中央区東川崎町7丁目
神戸市営筒井住宅	神戸市中央区筒井町1丁目
神戸市営HAT神戸・脇の浜住宅	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目
神戸市営大井住宅	神戸市兵庫区大井通1丁目
神戸市営シーサイドハイツ金平住宅	神戸市兵庫区金平町2丁目

神戸市営パークサイド御崎住宅	神戸市兵庫区御崎町2丁目
神戸市営チャンネルサイド浜中住宅	神戸市兵庫区浜中町2丁目
神戸市営ポートサイド吉田住宅	神戸市兵庫区吉田町1丁目
神戸市営大開住宅	神戸市兵庫区大開通2丁目
神戸市営松本東住宅	神戸市兵庫区松本通2丁目
神戸市営松本西住宅	神戸市兵庫区松本通7丁目
神戸市営チャンネルタウン南住宅	神戸市兵庫区駅南通3丁目
神戸市営真野東住宅	神戸市長田区東尻池町4丁目
神戸市営真野東第2住宅	神戸市長田区東尻池町4丁目
神戸市営真陽住宅	神戸市長田区駒栄町2丁目
神戸市営水笠西住宅	神戸市長田区水笠通6丁目
神戸市営川西住宅	神戸市長田区川西通3丁目
神戸市営ツイン大開1号館住宅	神戸市長田区二番町1丁目
神戸市営ビエント上沢住宅	神戸市長田区四番町1丁目
神戸市営神楽住宅	神戸市長田区神楽町5丁目
神戸市営久二塚西ふれあい住宅	神戸市長田区腕塚町6丁目
神戸市営エヴァタウン海運住宅	神戸市長田区海運町2丁目
神戸市営御船住宅	神戸市長田区大道通2丁目及び御船通2丁目
神戸市営御菅第一住宅	神戸市長田区菅原通3丁目
神戸市営日吉第二住宅	神戸市長田区日吉町2丁目
神戸市営大道住宅	神戸市長田区大道通3丁目及び御船通4丁目
神戸市営久二塚東住宅	神戸市長田区腕塚町5丁目
神戸市営久二塚西住宅	神戸市長田区腕塚町6丁目
神戸市営御菅第二住宅	神戸市長田区御蔵通5丁目
神戸市営御菅第三住宅	神戸市長田区御蔵通5丁目
神戸市営真陽第二住宅	神戸市長田区西尻池町5丁目
神戸市営真陽第三住宅	神戸市長田区西尻池町4丁目
神戸市営名谷駅東住宅	神戸市須磨区中落合1丁目
神戸市営大田東住宅	神戸市須磨区大田町1丁目
神戸市営千歳住宅	神戸市須磨区千歳町3丁目

(4) 特別市営住宅

名称	位置
神戸市営シティハイツイーストコート9番街住宅	神戸市東灘区向洋町中3丁目
神戸市営シティハイツ日暮住宅	神戸市中央区日暮通1丁目
神戸市営シティハイツハーバーランド住宅	神戸市中央区東川崎町1丁目
神戸市営シルバーハイツ菊水住宅	神戸市兵庫区菊水町10丁目
神戸市営シティハイツチャンネルタウン住宅	神戸市兵庫区駅南通5丁目
神戸市営シティハイツ鈴蘭台住宅	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目

神戸市営シティハイツ狩口住宅	神戸市垂水区狩口台6丁目
神戸市営シティハイツ舞子住宅	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営シティハイツ竹の台住宅	神戸市西区竹の台2丁目
神戸市営シティハイツ竜が岡住宅	神戸市西区竜が岡4丁目

別表第2（第25条関係）

改良住宅（附帯施設に限る。）

建設着工年度	構造	名称	家賃月額
（東灘区）			
昭和47年度	中層耐火	神戸市営塚の前住宅	3,700円
昭和49年度	低層耐火	神戸市営丸の後住宅	4,200円
	低層準耐火	神戸市営丸の後住宅	1,400円
（灘区）			
平成9年度	低層耐火	神戸市営神前住宅	23,100円
			15,500円
	低層準耐火	神戸市営神前住宅	50,000円
			49,900円
			42,500円
			25,800円
		23,100円	
		19,200円	
（中央区）			
昭和38年度	中層耐火	神戸市営中山手住宅	2,700円
昭和44年度	高層耐火	神戸市営下山手住宅	4,400円
			3,400円
			2,600円
			2,100円
昭和46年度	高層耐火	神戸市営下山手住宅	14,500円
			13,300円
			13,000円
			12,300円
			7,200円
			4,500円
			4,400円
			4,300円
			4,000円
			3,900円
	3,600円		
低層耐火	神戸市営下山手住宅	2,600円	
		2,300円	
昭和49年度	高層耐火	神戸市営新生田川住宅	2,000円
			1,700円
			15,800円
			13,800円

			13,300円
		神戸市営下山手住宅	18,300円
			14,800円
			14,300円
			9,100円
			4,700円
			4,300円
			3,900円
			3,500円
			2,800円
	低層準耐火	神戸市営下山手住宅	1,400円
昭和50年度	高層耐火	神戸市営楠住宅	51,500円
			12,500円
			10,800円
			5,800円
			5,400円
			3,300円
			3,200円
			2,700円
			1,700円
			1,500円
			1,400円
	低層耐火	神戸市営新生田川住宅	23,500円
昭和51年度	高層耐火	神戸市営中山手住宅	31,000円
			6,100円
			5,700円
			5,300円
	低層準耐火	神戸市営中山手住宅	1,500円
昭和52年度	高層耐火	神戸市営新生田川住宅	29,500円
			29,000円
			24,000円
			23,500円
			14,500円
			8,500円
		神戸市営北本町住宅	48,000円
	低層耐火	神戸市営新生田川住宅	34,100円
			29,500円
			20,600円
			14,500円
			13,000円
			11,500円
			8,500円
昭和54年度	高層耐火	神戸市営新生田川住宅	28,000円
			13,000円
			9,200円

昭和56年度	低層耐火	神戸市営新生田川住宅	67,700円
			42,100円
			32,900円
			32,300円
			31,800円
			30,300円
			25,900円
昭和57年度	高層耐火	神戸市営楠住宅	17,300円
			42,100円
	低層準耐火	神戸市営楠住宅	12,500円
			16,700円
			16,400円
			10,800円
			9,300円
8,300円			
2,500円			
昭和61年度	低層耐火	神戸市営新生田川住宅	37,800円
			35,900円
			20,900円
			17,600円
平成7年度	高層耐火	神戸市営新生田川住宅	25,700円
			16,200円
			15,700円
	低層耐火	神戸市営下山手住宅	18,100円
			20,000円
4,200円			
平成13年度	低層耐火	神戸市営新生田川住宅	24,600円
平成14年度	中層耐火	神戸市営新中山手住宅	3,300円
平成17年度	低層準耐火	神戸市営新生田川住宅	24,000円
平成21年度	低層準耐火	神戸市営新中山手住宅	22,600円
(兵庫区)			
昭和51年度	高層耐火	神戸市営駅南住宅	7,100円
	低層準耐火	神戸市営駅南住宅	6,000円
			3,000円
昭和56年度	中層耐火	神戸市営荒田住宅	8,800円
昭和57年度	高層耐火	神戸市営兵庫駅西住宅	12,700円
	低層耐火	神戸市営兵庫駅西住宅	22,800円
			16,000円
(北区)			
昭和48年度	低層準耐火	神戸市営東下住宅	1,400円
			700円
(長田区)			
昭和46年度	低層準耐火	神戸市営番町住宅	5,500円
			1,800円
昭和47年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	30,400円

			19,800円
			17,600円
			10,500円
			9,900円
昭和50年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	8,100円
			7,100円
昭和53年度	高層耐火	神戸市営一番町住宅	9,800円
	中層耐火	神戸市営一番町住宅	30,200円
	低層準耐火	神戸市営一番町住宅	17,700円
			8,900円
昭和56年度	低層耐火	神戸市営番町住宅	20,200円
			15,100円
			13,900円
			10,100円
昭和57年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	60,100円
			55,600円
			44,300円
			13,600円
	低層準耐火	神戸市営番町住宅	88,600円
			50,200円
			33,200円
			22,100円
			21,900円
			15,500円
			11,000円
			10,950円
			10,900円
昭和59年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	60,300円
			42,100円
			22,200円
			13,700円
			2,900円
昭和62年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	13,700円
			11,400円
	中層耐火	神戸市営番町住宅	29,000円
			18,000円
	低層耐火	神戸市営番町住宅	42,900円
			42,600円
			36,900円
			33,200円
			26,700円
			22,200円
			15,600円
			13,700円
			13,400円

			11,100円
	低層準耐火	神戸市営番町住宅	44,400円
			33,300円
			22,200円
			20,700円
			15,600円
			11,100円
昭和63年度	中層耐火	神戸市営番町住宅	25,500円
			22,500円
			18,500円
			13,900円
			10,600円
平成2年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	42,400円
			13,700円
	低層準耐火	神戸市営番町住宅	22,000円
			21,000円
			20,400円
平成4年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	33,000円
			14,200円
			13,800円
	中層耐火	神戸市営番町住宅	83,400円
			76,600円
			76,500円
			70,900円
			57,900円
			53,300円
			19,300円
	低層耐火	神戸市営番町住宅	46,100円
			41,500円
			31,100円
			30,900円
			28,700円
			24,800円
			14,400円
			14,100円
平成5年度	高層耐火	神戸市営長田駅前住宅	34,300円
			30,000円
平成6年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	43,200円
			32,400円
			25,000円
	中層耐火	神戸市営番町住宅	40,300円
			22,600円
	低層準耐火	神戸市営番町住宅	22,500円
			15,000円
平成7年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	48,500円

			42,500円
			41,100円
			31,500円
			23,300円
			19,500円
			16,100円
	中層耐火	神戸市営番町住宅	23,500円
			23,400円
			7,900円
	低層耐火	神戸市営番町住宅	49,100円
			30,300円
			26,300円
			24,600円
			23,200円
			22,900円
			22,600円
平成8年度	高層耐火	神戸市営番町住宅	38,400円
			34,700円
			29,100円
			26,400円
			24,900円
			23,000円
			22,300円
			21,400円
			19,300円
			18,800円
			15,300円
	中層耐火	神戸市営番町住宅	44,800円
			43,600円
			42,200円
			38,600円
			35,200円
			31,100円
			28,100円
			27,500円
			27,200円
			27,100円
			27,000円
			26,200円
			26,100円
			25,100円
			23,000円
			22,500円
			21,400円
			20,600円

	低層準耐火	神戸市営番町住宅	53,700円 40,300円 38,500円 30,900円 23,100円 22,600円 16,200円
平成11年度	低層準耐火	神戸市営番町住宅	38,000円 14,800円
平成12年度	低層耐火	神戸市営長田駅前住宅	39,200円
(垂水区)			
昭和55年度	低層耐火	神戸市営東高丸住宅	18,300円 6,900円
昭和57年度	中層耐火	神戸市営東高丸住宅	77,300円 22,000円 14,800円 11,100円
(西区)			
昭和51年度	低層耐火	神戸市営玉津東住宅	9,200円 5,500円
昭和53年度	低層耐火	神戸市営玉津東住宅	15,800円 10,500円
昭和55年度	低層耐火	神戸市営玉津東住宅	6,200円 4,700円
昭和57年度	中層耐火	神戸市営玉津西住宅	16,500円
昭和60年度	中層耐火	神戸市営玉津西住宅	5,700円
	低層耐火	神戸市営玉津西住宅	20,700円 13,800円
昭和61年度	中層耐火	神戸市営玉津西住宅	12,600円
	低層耐火	神戸市営玉津西住宅	39,200円
平成15年度	低層耐火	神戸市営リバーサイド玉津南住宅	20,600円

備考 1の改良住宅について複数の家賃月額が定められている場合には、どの家賃月額を適用するかについては、当該附帯施設の建設着工年度、構造、規模その他の事情を考慮して、市長が定めるものとする。

別表第3 (第25条関係)

特別市営住宅

建設着工年度	構造	名称	家賃月額
(東灘区)			
平成5年度	高層耐火	神戸市営シティハイツイーストコート9番街住宅	77,000円
(中央区)			
昭和61年度	高層耐火	神戸市営シティハイツ日暮住宅	84,000円 80,750円 78,750円

			76,500円
昭和62年度	高層耐火	神戸市営シティハイツハーバーランド住宅	100,750円 94,500円 92,250円 84,000円
(兵庫区)			
昭和62年度	高層耐火	神戸市営シルバーハイツ菊水住宅	56,000円
平成5年度	高層耐火	神戸市営シティハイツキャナルタウン住宅	88,000円 86,000円 84,000円 80,000円 78,000円
(北区)			
平成3年度	高層耐火	神戸市営シティハイツ鈴蘭台住宅	52,000円
(垂水区)			
平成2年度	中層耐火	神戸市営シティハイツ狩口住宅	73,000円
平成5年度	高層耐火	神戸市営シティハイツ舞子住宅	81,000円 68,000円
(西区)			
昭和63年度	中層耐火	神戸市営シティハイツ竹の台住宅	77,500円
平成5年度	中層耐火	神戸市営シティハイツ竜が岡住宅	59,500円

備考 1の特別市営住宅について複数の家賃月額が定められている場合には、どの家賃月額を適用するかについては、当該住宅の建設着工年度、構造、規模その他の事情を考慮して、市長が定めるものとする。

別表第4 (第25条の2関係)

都市再生住宅 (附帯施設に限る。)

建設着工年度	構造	名称	家賃月額
(中央区)			
昭和58年度	低層耐火	神戸市営旭中央住宅	110,500円 79,500円 67,300円 67,000円 50,300円
(兵庫区)			
平成7年度	高層耐火	神戸市営パークサイド御崎住宅	83,000円
(長田区)			
平成8年度	高層耐火	神戸市営真陽第二住宅	88,600円 87,300円 61,500円 59,400円 53,600円

			49,900円
			46,500円
			44,300円
		神戸市営真陽第三住宅	52,100円
			43,800円
			31,300円
			26,900円
	中層耐火	神戸市営川西住宅	85,800円
			62,200円
		神戸市営大道住宅	92,800円
			91,800円
			57,500円
			32,900円

備考 1の都市再生住宅について複数の家賃月額が定められている場合には、どの家賃月額を適用するかについては、当該附帯施設の建設着工年度、構造、規模その他の事情を考慮して、市長が定めるものとする。

別表第5（第62条関係）

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営北畑住宅	神戸市営住宅北畑駐車場	神戸市東灘区本山南町9丁目
神戸市営本山第一住宅	神戸市営住宅本山第1駐車場	神戸市東灘区本山南町2丁目
神戸市営本山第三住宅	神戸市営住宅本山第3駐車場	神戸市東灘区本山南町1丁目
神戸市営深江南住宅	神戸市営住宅深江南駐車場	神戸市東灘区深江南町1丁目
神戸市営魚崎西住宅	神戸市営住宅魚崎西第1駐車場	神戸市東灘区魚崎西町4丁目
	神戸市営住宅魚崎西第2駐車場	神戸市東灘区魚崎西町4丁目
神戸市営塚の前南住宅	神戸市営住宅塚の前南駐車場	神戸市東灘区住吉宮町1丁目
神戸市営本山第四住宅	神戸市営住宅本山第4駐車場	神戸市東灘区本山南町7丁目
神戸市営北青木住宅	神戸市営住宅北青木駐車場	神戸市東灘区北青木1丁目
神戸市営御影石住宅	神戸市営住宅御影石駐車場	神戸市東灘区御影石町3丁目
神戸市営魚崎南第三住宅	神戸市営住宅魚崎南第3駐車場	神戸市東灘区魚崎南町2丁目
神戸市営青木南第二住宅	神戸市営住宅青木南第2駐車場	神戸市東灘区青木4丁目
神戸市営シルバーハイツ六甲アイランド住宅	神戸市営住宅六甲アイランド駐車場	神戸市東灘区向洋町中3丁目
神戸市営北青木第	神戸市営住宅北青木第4駐車場	神戸市東灘区北青木1丁目

四住宅		
神戸市営本山南住宅	神戸市営住宅本山南駐車場	神戸市東灘区本山南町7丁目
神戸市営シルバー ハイツ北青木住宅	神戸市営住宅北青木第4駐車場	神戸市東灘区北青木1丁目
神戸市営魚崎南第 四住宅	神戸市営住宅魚崎南第3駐車場	神戸市東灘区魚崎南町2丁目
神戸市営新住吉川 住宅	神戸市営住宅新住吉川駐車場	神戸市東灘区田中町5丁目
神戸市営新本山第 二住宅	神戸市営住宅新本山第2駐車場	神戸市東灘区本山南町8丁目
神戸市営本庄第二 住宅	神戸市営住宅本庄第2駐車場	神戸市東灘区本庄町3丁目
神戸市営御影石第 二住宅	神戸市営住宅御影石第2駐車場	神戸市東灘区御影石町1丁目
神戸市営本山南第 二住宅	神戸市営住宅本山南第2駐車場	神戸市東灘区本山南町9丁目
神戸市営ウエスト コート9番街住宅	神戸市営住宅六甲アイランド第 2駐車場	神戸市東灘区向洋町中7丁目
神戸市営青木南第 三住宅	神戸市営住宅青木南第3駐車場	神戸市東灘区青木4丁目
神戸市営弓の木住 宅	神戸市営住宅弓の木駐車場	神戸市灘区高德町1丁目
	神戸市営住宅弓の木第2駐車場	神戸市灘区楠丘町1丁目
神戸市営上河原住 宅	神戸市営住宅上河原駐車場	神戸市灘区上河原通1丁目
神戸市営岩屋北第 二住宅	神戸市営住宅岩屋北第2駐車場	神戸市灘区岩屋北町6丁目
神戸市営大石東第 二住宅	神戸市営住宅大石東第2駐車場	神戸市灘区大石東町1丁目
神戸市営新在家南 住宅	神戸市営住宅新在家南駐車場	神戸市灘区新在家南町1丁目
	神戸市営住宅新在家南第2駐車 場	神戸市灘区新在家南町2丁目
神戸市営シルバー ハイツ大石東住宅	神戸市営住宅大石東第2駐車場	神戸市灘区大石東町1丁目
神戸市営灘北第二 住宅	神戸市営住宅灘北第2駐車場	神戸市灘区灘北通8丁目
神戸市営シルバー ハイツ灘北住宅	神戸市営住宅灘北第2駐車場	神戸市灘区灘北通8丁目
神戸市営新大和東 住宅	神戸市営住宅新大和東駐車場	神戸市灘区大和町4丁目
神戸市営灘北第一 住宅	神戸市営住宅灘北第1駐車場	神戸市灘区灘北通8丁目
神戸市営HAT神戸・ 灘の浜住宅	神戸市営住宅灘の浜駐車場	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目
神戸市営港島住宅	神戸市営住宅みなと島駐車場	神戸市中央区港島中町2丁目

神戸市営東川崎住宅	神戸市営住宅東川崎駐車場	神戸市中央区東川崎町5丁目
神戸市営筒井住宅	神戸市営住宅筒井駐車場	神戸市中央区筒井町1丁目
神戸市営シルバー ハイツ筒井住宅	神戸市営住宅筒井駐車場	神戸市中央区筒井町1丁目
神戸市営HAT神戸・ 脇の浜住宅	神戸市営住宅脇の浜駐車場	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目
神戸市営やぐも住宅	神戸市営住宅やぐも駐車場	神戸市中央区八雲通3丁目
神戸市営御崎住宅	神戸市営住宅御崎駐車場	神戸市兵庫区御崎町2丁目
神戸市営松原住宅	神戸市営住宅松原駐車場	神戸市兵庫区松原通4丁目
神戸市営夢野住宅	神戸市営住宅夢野駐車場	神戸市兵庫区湊川町8丁目
神戸市営夢野台住宅	神戸市営住宅夢野台駐車場	神戸市兵庫区菊水町10丁目
神戸市営菊水住宅	神戸市営住宅菊水駐車場	神戸市兵庫区菊水町2丁目
神戸市営兵庫駅西住宅	神戸市営住宅兵庫駅前駐車場	神戸市兵庫区駅前通3丁目
神戸市営下沢住宅	神戸市営住宅下沢駐車場	神戸市兵庫区下沢通8丁目
神戸市営小河第二住宅	神戸市営住宅小河第2駐車場	神戸市兵庫区小河通2丁目
神戸市営松原第二住宅	神戸市営住宅松原第2駐車場	神戸市兵庫区松原通4丁目
神戸市営駅前住宅	神戸市営住宅兵庫駅前駐車場	神戸市兵庫区駅前通3丁目
神戸市営水木住宅	神戸市営住宅水木駐車場	神戸市兵庫区水木通7丁目
神戸市営南逆瀬川住宅	神戸市営住宅南逆瀬川駐車場	神戸市兵庫区南逆瀬川町
神戸市営菊水西住宅	神戸市営住宅菊水西駐車場	神戸市兵庫区菊水町10丁目
神戸市営ルゼフィ ール中道住宅	神戸市営住宅ルゼフィール中道 駐車場	神戸市兵庫区中道通6丁目
神戸市営山の街住宅	神戸市営住宅山の街駐車場	神戸市北区緑町4丁目
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃台第1駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目
	神戸市営住宅唐櫃第3駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目
	神戸市営住宅唐櫃第4駐車場	神戸市北区唐櫃台2丁目
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第1駐車場	神戸市北区甲栄台1丁目
	神戸市営住宅桜の宮第2駐車場	神戸市北区甲栄台2丁目
	神戸市営住宅桜の宮第3駐車場	神戸市北区甲栄台3丁目
	神戸市営住宅桜の宮第4駐車場	神戸市北区甲栄台2丁目及び甲 栄台3丁目
	神戸市営住宅桜の宮第5駐車場	神戸市北区甲栄台4丁目
	神戸市営住宅桜の宮第6駐車場	神戸市北区甲栄台4丁目
神戸市営ひよどり 台住宅	神戸市営住宅ひよどり台駐車場	神戸市北区ひよどり台5丁目
	神戸市営住宅ひよどり台第2駐 車場	神戸市北区ひよどり台5丁目

	神戸市営住宅ひよどり台第3駐車場	神戸市北区ひよどり台3丁目
神戸市営有馬第二住宅	神戸市営住宅有馬第2駐車場	神戸市北区有馬町
神戸市営唐櫃第二住宅	神戸市営住宅唐櫃第2駐車場	神戸市北区唐櫃台4丁目
神戸市営西大池住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営鈴蘭台東第三住宅	神戸市営住宅鈴蘭台東第3駐車場	神戸市北区鈴蘭台東町8丁目
神戸市営シルバーハイツ鈴蘭台住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ鈴蘭台駐車場	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目
神戸市営西大池第二住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営西大池第三住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営有野第一住宅	神戸市営住宅有野第1駐車場	神戸市北区有野中町3丁目
神戸市営有野第二住宅	神戸市営住宅有野第2駐車場	神戸市北区有野中町2丁目
神戸市営シルバーハイツひよどり台住宅	神戸市営住宅シルバーハイツひよどり台駐車場	神戸市北区山田町下谷上
神戸市営鹿の子台南住宅	神戸市営住宅鹿の子台南駐車場	神戸市北区鹿の子台南町1丁目
神戸市営西大池第四住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営西大池第五住宅	神戸市営住宅西大池駐車場	神戸市北区西大池2丁目
神戸市営からと中央住宅	神戸市営住宅からと中央駐車場	神戸市北区唐櫃台3丁目
神戸市営重池住宅	神戸市営住宅重池駐車場	神戸市長田区重池町1丁目
神戸市営丸山東住宅	神戸市営住宅丸山東駐車場	神戸市長田区滝谷町2丁目
神戸市営房王寺住宅	神戸市営住宅房王寺駐車場	神戸市長田区房王寺町3丁目
	神戸市営住宅房王寺第6駐車場	神戸市長田区房王寺町4丁目
神戸市営大日丘住宅	神戸市営住宅大日丘駐車場	神戸市長田区大日丘町1丁目
神戸市営真野住宅	神戸市営住宅真野駐車場	神戸市長田区荻藻通4丁目
神戸市営雲雀ヶ丘住宅	神戸市営住宅雲雀ヶ丘駐車場	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目
神戸市営高取山住宅	神戸市営住宅高取山駐車場	神戸市長田区高取山町1丁目
神戸市営長田北住宅	神戸市営住宅長田北駐車場	神戸市長田区北町3丁目

神戸市営細田住宅	神戸市営住宅細田駐車場	神戸市長田区細田町7丁目
神戸市営菅原住宅	神戸市営住宅菅原駐車場	神戸市長田区菅原通2丁目
神戸市営東尻池住宅	神戸市営住宅東尻池駐車場	神戸市長田区東尻池町4丁目
神戸市営庄山住宅	神戸市営住宅庄山駐車場	神戸市長田区庄山町2丁目
神戸市営新若松住宅	神戸市営住宅新若松駐車場	神戸市長田区若松町8丁目
神戸市営長田駅南住宅	神戸市営住宅長田駅南駐車場	神戸市長田区二番町2丁目
神戸市営東尻池第二住宅	神戸市営住宅東尻池第2駐車場	神戸市長田区東尻池町4丁目
神戸市営シルバーハイツ東尻池住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ東尻池駐車場	神戸市長田区東尻池町6丁目
神戸市営真野ふれあい住宅	神戸市営住宅真野第2駐車場	神戸市長田区浜添通3丁目
神戸市営長尾住宅	神戸市営住宅長尾駐車場	神戸市長田区長尾町1丁目
神戸市営上池田住宅	神戸市営住宅上池田駐車場	神戸市長田区大谷町2丁目
神戸市営新五位ノ池住宅	神戸市営住宅新五位ノ池駐車場	神戸市長田区五位ノ池町2丁目
神戸市営フレール長田苅藻通住宅	神戸市営住宅フレール長田苅藻通駐車場	神戸市長田区苅藻通4丁目
神戸市営フレール長田室内住宅	神戸市営住宅フレール長田室内駐車場	神戸市長田区六番町3丁目
神戸市営白川住宅	神戸市営住宅白川駐車場	神戸市須磨区白川台1丁目
神戸市営菅の台住宅	神戸市営住宅菅の台駐車場	神戸市須磨区菅の台4丁目
	神戸市営住宅菅の台第2駐車場	神戸市須磨区菅の台4丁目
神戸市営竜が台住宅	神戸市営住宅竜が台第1駐車場	神戸市須磨区竜が台3丁目
	神戸市営住宅竜が台第2駐車場	神戸市須磨区竜が台2丁目
	神戸市営住宅竜が台第3駐車場	神戸市須磨区竜が台4丁目
神戸市営東落合住宅	神戸市営住宅東落合駐車場	神戸市須磨区東落合1丁目
	神戸市営住宅東落合第2駐車場	神戸市須磨区東落合2丁目
	神戸市営住宅東落合第3駐車場	神戸市須磨区東落合1丁目
神戸市営神の谷住宅	神戸市営住宅神の谷駐車場	神戸市須磨区神の谷4丁目
	神戸市営住宅神の谷第2駐車場	神戸市須磨区神の谷4丁目
神戸市営横尾住宅	神戸市営住宅横尾駐車場	神戸市須磨区横尾6丁目
	神戸市営住宅横尾第2駐車場	神戸市須磨区横尾4丁目
	神戸市営住宅横尾第3駐車場	神戸市須磨区横尾6丁目
神戸市営南落合住宅	神戸市営住宅南落合駐車場	神戸市須磨区南落合3丁目
	神戸市営住宅南落合第2駐車場	神戸市須磨区南落合4丁目
神戸市営中落合住宅	神戸市営住宅中落合駐車場	神戸市須磨区中落合3丁目
神戸市営北落合西住宅	神戸市営住宅北落合西駐車場	神戸市須磨区北落合3丁目

神戸市営西落合住宅	神戸市営住宅西落合駐車場	神戸市須磨区西落合4丁目
神戸市営松風第二住宅	神戸市営住宅松風第2駐車場	神戸市須磨区松風町3丁目及び松風町5丁目
神戸市営板宿住宅	神戸市営住宅板宿駐車場	神戸市須磨区寺田町3丁目
神戸市営若草住宅	神戸市営住宅若草駐車場	神戸市須磨区車
神戸市営須磨大池住宅	神戸市営住宅須磨大池駐車場	神戸市須磨区大池町5丁目
神戸市営中島住宅	神戸市営住宅中島駐車場	神戸市須磨区中島町2丁目
神戸市営古川第二住宅	神戸市営住宅古川第2駐車場	神戸市須磨区古川町1丁目
神戸市営太田第二住宅	神戸市営住宅太田第2駐車場	神戸市須磨区大田町5丁目
神戸市営シルバーハイツ松風住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ松風駐車場	神戸市須磨区松風町4丁目
神戸市営新大池東住宅	神戸市営住宅新大池東駐車場	神戸市須磨区大池町4丁目
神戸市営シルバーハイツ松風第二住宅	神戸市営住宅シルバーハイツ松風第2駐車場	神戸市須磨区松風町3丁目
神戸市営須磨外浜住宅	神戸市営住宅須磨外浜駐車場	神戸市須磨区外浜町3丁目
神戸市営須磨小寺住宅	神戸市営住宅須磨小寺駐車場	神戸市須磨区小寺町3丁目
神戸市営東多聞住宅	神戸市営住宅東多聞第2駐車場	神戸市垂水区学が丘6丁目
神戸市営泉が丘住宅	神戸市営住宅泉が丘駐車場	神戸市垂水区泉が丘4丁目
神戸市営乙木谷第二住宅	神戸市営住宅乙木谷第2駐車場	神戸市垂水区乙木1丁目
神戸市営本多聞住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営本多聞第二住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営本多聞第三住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営北舞子住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営本多聞第四住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営王居殿第二住宅	神戸市営住宅王居殿第2駐車場	神戸市垂水区王居殿2丁目
神戸市営本多聞第五住宅	神戸市営住宅本多聞駐車場	神戸市垂水区本多聞3丁目
神戸市営狩口住宅	神戸市営住宅狩口駐車場	神戸市垂水区狩口台6丁目

神戸市営星が丘住宅	神戸市営住宅星が丘駐車場	神戸市垂水区星が丘2丁目
神戸市営王居殿第三住宅	神戸市営住宅王居殿第3駐車場	神戸市垂水区王居殿2丁目
神戸市営狩口第二住宅	神戸市営住宅狩口台第2駐車場	神戸市垂水区狩口台6丁目
神戸市営北舞子第二住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営上高丸住宅	神戸市営住宅上高丸駐車場	神戸市垂水区上高丸1丁目
神戸市営五色山住宅	神戸市営住宅五色山駐車場	神戸市垂水区五色山4丁目及び五色山5丁目
神戸市営王居殿第五住宅	神戸市営住宅王居殿第5駐車場	神戸市垂水区王居殿2丁目
神戸市営旭が丘第二住宅	神戸市営住宅旭が丘第2駐車場	神戸市垂水区旭が丘3丁目
神戸市営清水が丘住宅	神戸市営住宅清水が丘駐車場	神戸市垂水区清水が丘2丁目
神戸市営北舞子第三住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営舞子山手住宅	神戸市営住宅舞子山手駐車場	神戸市垂水区本多聞7丁目
神戸市営北舞子第四住宅	神戸市営住宅北舞子第4駐車場	神戸市垂水区北舞子2丁目
神戸市営東垂水第二住宅	神戸市営住宅東垂水第2駐車場	神戸市垂水区東垂水3丁目
神戸市営ベルデ名谷住宅	神戸市営住宅ベルデ名谷駐車場	神戸市垂水区名谷町
神戸市営五色山南住宅	神戸市営住宅五色山南駐車場	神戸市垂水区五色山6丁目
神戸市営西高丸住宅	神戸市営住宅西高丸駐車場	神戸市垂水区高丸6丁目
神戸市営学が丘住宅	神戸市営住宅学が丘駐車場	神戸市垂水区学が丘7丁目
神戸市営北舞子第五住宅	神戸市営住宅北舞子第5駐車場	神戸市垂水区北舞子2丁目
神戸市営新西舞子住宅	神戸市営住宅新西舞子駐車場	神戸市垂水区西舞子7丁目
神戸市営東舞子住宅	神戸市営住宅東舞子駐車場	神戸市垂水区舞子台3丁目
神戸市営多聞台中央住宅	神戸市営住宅多聞台中央駐車場	神戸市垂水区多聞台4丁目
神戸市営押部谷住宅	神戸市営住宅押部谷駐車場	神戸市西区美穂が丘1丁目及び美穂が丘3丁目
神戸市営日輪寺住宅	神戸市営住宅日輪寺駐車場	神戸市西区玉津町小山

宅		
神戸市営栄住宅	神戸市営住宅栄駐車場	神戸市西区桜が丘東町3丁目
神戸市営福吉台住宅	神戸市営住宅福吉台駐車場	神戸市西区福吉台1丁目
神戸市営玉津東住宅	神戸市営住宅玉津東駐車場	神戸市西区玉津町新方
神戸市営学園西住宅	神戸市営住宅学園西駐車場	神戸市西区学園西町5丁目
神戸市営竹の台住宅	神戸市営住宅竹の台駐車場	神戸市西区竹の台2丁目
神戸市営栄第二住宅	神戸市営住宅栄第2駐車場	神戸市西区桜が丘東町3丁目
神戸市営押部谷第二住宅	神戸市営住宅押部谷第2駐車場	神戸市西区押部谷町西盛
神戸市営西神南住宅	神戸市営住宅西神南駐車場	神戸市西区井吹台西町1丁目
神戸市営岩岡住宅	神戸市営住宅岩岡駐車場	神戸市西区大沢1丁目
神戸市営西神井吹台住宅	神戸市営住宅西神井吹台駐車場	神戸市西区井吹台西町1丁目
神戸市営ベルデ玉津住宅	神戸市営住宅ベルデ玉津駐車場	神戸市西区玉津町新方
神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市営住宅玉津南第2駐車場	神戸市西区玉津町上池

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営本山神岡住宅	神戸市営住宅本山神岡駐車場	神戸市東灘区森北町1丁目
神戸市営魚崎新堀住宅	神戸市営住宅魚崎新堀駐車場	神戸市東灘区魚崎南町7丁目
神戸市営住吉宮の前住宅	神戸市営住宅住吉宮の前駐車場	神戸市東灘区住吉宮町6丁目
神戸市営青木住宅	神戸市営住宅青木駐車場	神戸市東灘区本山南町4丁目
神戸市営唐櫃住宅	神戸市営住宅唐櫃第4駐車場	神戸市北区唐櫃台2丁目
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第1駐車場	神戸市北区甲栄台1丁目
神戸市営ひよどり台住宅	神戸市営住宅ひよどり台第2駐車場	神戸市北区ひよどり台5丁目
神戸市営竜が台住宅	神戸市営住宅竜が台第1駐車場	神戸市須磨区竜が台3丁目
神戸市営北舞子住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営垂水第一住宅	神戸市営住宅垂水第一駐車場	神戸市垂水区高丸7丁目

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
---------	--------	--------

神戸市営神前住宅	神戸市営住宅神前駐車場	神戸市灘区神前町4丁目
神戸市営新生田川住宅	神戸市営住宅新生田川駐車場	神戸市中央区南本町通5丁目
	神戸市営住宅新生田川第2駐車場	神戸市中央区北本町通6丁目
	神戸市営住宅新生田川第3駐車場	神戸市中央区北本町通6丁目
	神戸市営住宅新生田川第4駐車場	神戸市中央区南本町通5丁目
	神戸市営住宅新生田川第5駐車場	神戸市中央区南本町通6丁目
	神戸市営住宅新生田川第6駐車場	神戸市中央区北本町通6丁目
	神戸市営住宅新生田川第7駐車場	神戸市中央区北本町通5丁目
神戸市営下山手住宅	神戸市営住宅下山手駐車場	神戸市中央区下山手通9丁目
神戸市営東川崎7丁目住宅	神戸市営住宅東川崎第2駐車場	神戸市中央区東川崎7丁目
神戸市営小野柄住宅	神戸市営住宅小野柄駐車場	神戸市中央区小野柄通2丁目
神戸市営新中山手住宅	神戸市営住宅新中山手駐車場	神戸市中央区中山手通8丁目
	神戸市営住宅新中山手第2駐車場	神戸市中央区中山手通8丁目
	神戸市営住宅新中山手第3駐車場	神戸市中央区中山手通8丁目
神戸市営兵庫駅西住宅	神戸市営住宅兵庫駅前駐車場	神戸市兵庫区駅前通3丁目
神戸市営番町住宅	神戸市営住宅番町第1駐車場	神戸市長田区五番町3丁目
	神戸市営住宅番町第2駐車場	神戸市長田区六番町5丁目
	神戸市営住宅番町第3駐車場	神戸市長田区四番町3丁目
	神戸市営住宅番町第4駐車場	神戸市長田区六番町4丁目
	神戸市営住宅番町第5駐車場	神戸市長田区五番町4丁目
	神戸市営住宅番町第6駐車場	神戸市長田区三番町3丁目
神戸市営長田駅南第二住宅	神戸市営住宅長田駅南第2駐車場	神戸市長田区二番町1丁目
神戸市営長田駅前住宅	神戸市営住宅長田駅前駐車場	神戸市長田区四番町6丁目
神戸市営長田駅東住宅	神戸市営住宅番町第7駐車場	神戸市長田区四番町5丁目
神戸市営長田中住宅	神戸市営住宅番町第5駐車場	神戸市長田区五番町4丁目
神戸市営新五位ノ池住宅	神戸市営住宅新五位ノ池駐車場	神戸市長田区五位ノ池町2丁目
神戸市営玉津東住宅	神戸市営住宅玉津東駐車場	神戸市西区玉津町新方
	神戸市営住宅玉津東第2駐車場	神戸市西区玉津町新方

神戸市営リバーサイド玉津南住宅	神戸市営住宅玉津南駐車場	神戸市西区玉津町上池
	神戸市営住宅玉津南第2駐車場	神戸市西区玉津町上池

(3) 都市再生住宅の共同施設として設置された駐車場

都市再生住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営新在家南住宅	神戸市営住宅新在家南駐車場	神戸市灘区新在家南町1丁目
神戸市営HAT神戸・灘の浜住宅	神戸市営住宅灘の浜駐車場	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目
神戸市営琵琶住宅	神戸市営住宅琵琶駐車場	神戸市灘区琵琶町2丁目
神戸市営六甲住宅	神戸市営住宅六甲駐車場	神戸市灘区六甲町5丁目
神戸市営東川崎7丁目住宅	神戸市営住宅東川崎第2駐車場	神戸市中央区東川崎7丁目
神戸市営筒井住宅	神戸市営住宅筒井駐車場	神戸市中央区筒井町1丁目
神戸市営HAT神戸・脇の浜住宅	神戸市営住宅脇の浜駐車場	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目
神戸市営シーサイドハイツ金平住宅	神戸市営住宅シーサイドハイツ金平駐車場	神戸市兵庫区金平町2丁目
神戸市営パークサイド御崎住宅	神戸市営住宅パークサイド御崎駐車場	神戸市兵庫区御崎町2丁目
神戸市営チャンネルサイド浜中住宅	神戸市営住宅チャンネルサイド浜中駐車場	神戸市兵庫区浜中町2丁目
神戸市営ポートサイド吉田住宅	神戸市営住宅ポートサイド吉田駐車場	神戸市兵庫区吉田町1丁目
神戸市営大開住宅	神戸市営住宅大開駐車場	神戸市兵庫区大開通2丁目
神戸市営松本東住宅	神戸市営住宅松本東駐車場	神戸市兵庫区松本通2丁目
神戸市営松本西住宅	神戸市営住宅松本西駐車場	神戸市兵庫区松本通7丁目
神戸市営チャンネルタウン南住宅	神戸市営住宅チャンネルタウン南駐車場	神戸市兵庫区駅南通3丁目
神戸市営真陽住宅	神戸市営住宅真陽駐車場	神戸市長田区駒栄町2丁目
神戸市営水笠西住宅	神戸市営住宅水笠西駐車場	神戸市長田区水笠通6丁目
神戸市営川西住宅	神戸市営住宅川西駐車場	神戸市長田区川西通3丁目
神戸市営神楽住宅	神戸市営住宅神楽駐車場	神戸市長田区神楽町5丁目
神戸市営御船住宅	神戸市営住宅御船駐車場	神戸市長田区御船通2丁目
神戸市営御菅第一住宅	神戸市営住宅御菅第1駐車場	神戸市長田区菅原通3丁目
神戸市営大道住宅	神戸市営住宅大道駐車場	神戸市長田区大道通3丁目
神戸市営御菅第二住宅	神戸市営住宅御菅第2駐車場	神戸市長田区御蔵通5丁目
神戸市営御菅第三住宅	神戸市営住宅御菅第3駐車場	神戸市長田区御蔵通5丁目
神戸市営真陽第二	神戸市営住宅真陽第2駐車場	神戸市長田区西尻池町5丁目

住宅	神戸市営住宅真陽第2店舗駐車場	神戸市長田区西尻池町5丁目
神戸市営真陽第三住宅	神戸市営住宅真陽第3駐車場	神戸市長田区西尻池町4丁目
神戸市営名谷駅東住宅	神戸市営住宅名谷駅東駐車場	神戸市須磨区中落合1丁目
神戸市営大田東住宅	神戸市営住宅大田東駐車場	神戸市須磨区大田町1丁目
神戸市営千歳住宅	神戸市営住宅千歳駐車場	神戸市須磨区千歳町3丁目

(4) 特別市営住宅の共同施設として設置された駐車場

特別市営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営シティハイツイーストコート9番街住宅	神戸市営住宅六甲アイランド駐車場	神戸市東灘区向洋町中3丁目
神戸市営シティハイツ日暮住宅	神戸市営住宅日暮駐車場	神戸市中央区日暮通1丁目
神戸市営シティハイツハーバーランド住宅	神戸市営住宅ハーバーランド駐車場	神戸市中央区東川崎町1丁目
神戸市営シティハイツキャナルタウン住宅	神戸市営住宅シティハイツキャナルタウン駐車場	神戸市兵庫区駅南通5丁目
神戸市営シティハイツ鈴蘭台住宅	神戸市営住宅シティハイツ鈴蘭台駐車場	神戸市北区鈴蘭台北町9丁目
神戸市営シティハイツ狩口住宅	神戸市営住宅シティハイツ狩口駐車場	神戸市垂水区狩口台6丁目
神戸市営シティハイツ舞子住宅	神戸市営住宅北舞子駐車場	神戸市垂水区舞子台8丁目
神戸市営シティハイツ竹の台住宅	神戸市営住宅竹の台駐車場	神戸市西区竹の台2丁目
神戸市営シティハイツ竜が岡住宅	神戸市営住宅シティハイツ竜が岡駐車場	神戸市西区竜が岡4丁目